

平成 28 年度

滝川市一般廃棄物処理基本計画書

概 要 版

平成 29 年 2 月

北海道滝川市

滝川市一般廃棄物処理基本計画 概要版

目 次

第1編 総 論	1
第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項	
1 本計画の対象地域	
2 対象廃棄物	
3 計画の期間	
第2編 ごみ処理基本計画	2
第1章 ごみ処理の現状と課題	
第1節 ごみ処理の現状	
第2節 ごみ排出量の実績及び性状	7
2.1 ごみの排出量実績	8
第3節 ごみ処理体制と処理の実績	10
3.1 ごみ処理体制の現状	
3.2 収集・運搬	
3.3 ごみ処理実績	12
3.4 ごみの減量化と再生利用に関する現状	17
3.5 ごみ処理フロー	19
3.6 現有ごみ処理施設の状況	20
3.7 ごみ処理経費	25
第4節 ごみ処理の施策	26
4.1 排出抑制と再利用の推進	
第5節 ごみ処理の評価	28
第6節 ごみ処理関連法とごみ処理の目標	29
6.1 ごみ処理関連法	
6.2 国が定める目標など	30
第7節 ごみ処理の課題	32
7.1 ごみ排出抑制の課題	
7.2 収集・運搬	41
7.3 中間処理	42
7.4 最終処分場	43
7.5 ごみ処理経費	44
7.6 小動物の処理	
7.7 その他廃棄物（産業廃棄物）の処理・処分	45

第2章	ごみ処理基本計画	46
第1節	基本理念	
第2節	基本方針	47
第3節	ごみの発生量及び処理量の見込み	48
3.1	ごみ処理計画の目標	
3.2	人口の将来予測	
3.3	ごみ発生量の将来予測	49
3.4	一般廃棄物の減量化目標	53
3.5	今後のごみ処理体制	58
第4節	ごみの排出抑制のための方策に関する事項	60
第5節	環境方針に基づく今後の取り組み	61
第6節	分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	62
第7節	ごみの適正な処理及び これを実施するものに関する基本的事項	64
7.1	収集・運搬計画	
7.2	中間処理計画	
7.3	再生利用計画	
7.4	最終処分場計画	
7.5	適正処理困難物等	
第8節	その他ごみの処理に関し必要な事項	65
8.1	災害廃棄物に関する事項	
8.2	不適正処理及び不法投棄対策	
第9節	ごみ処理施設の基本方針	66
9.1	処理施設の整備目標	
9.2	処理施設の整備対象	
第3編	生活排水処理基本計画	69
第1章	基本方針	
第1節	生活排水に係る理念・目標	
第2節	生活排水処理施設整備の基本方針	70
第2章	計画目標年度の設定	71
第3章	生活排水の排出状況	72
第1節	生活排水処理体系の現状	
第2節	生活排水の処理体系別人口の推移	73
第4章	生活排水の処理主体	74

第5章 生活排水処理基本計画	75
第1節 生活排水の処理計画	
1.1 処理の目標	
1.2 生活排水を処理する区域及び人口など	76
1.3 整備計画	
第2節 し尿・汚泥の処理計画	77
2.1 し尿及び浄化槽汚泥処理の現状	
2.2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量実績	
2.3 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測	78

第1編 総論

第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

1 本計画の対象地域

本計画は、滝川市全域を対象地域とする。

2 対象廃棄物

対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とする。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度～平成43年度までの15年間とし、計画策定後5年ごとの平成33年度と平成38年度を中間目標年度に設定する。なお、この中間目標年度においては、社会環境等の状況変化に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとしている。

また、生活排水処理基本計画では、石狩川流域下水道におけるMICS事業計画との調整などを含めて、必要に応じて計画の見直しなどに対応する。

表 1.1.1 計画期間と目標年度

年度	平成															
	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
内 容	計 画 策 定					中 間 目 標					中 間 目 標					計 画 目 標

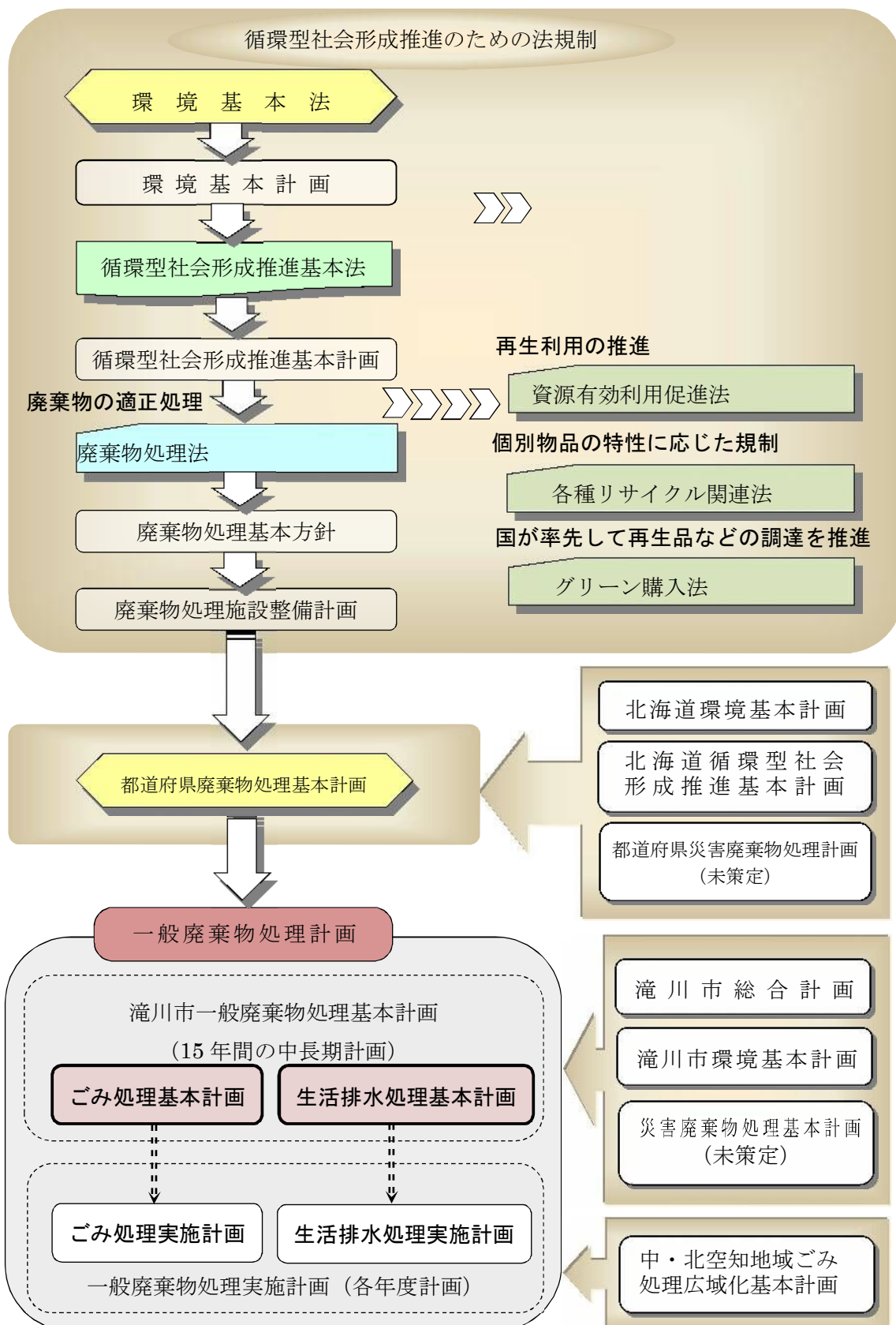


図 1.1.1 一般廃棄物処理（ごみ処理・生活排水処理）基本計画の位置づけ

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

表 2.1.1 ごみ収集品目の分別状況（6 分別 9 種類）

分別項目と種類		内容（主なもの）	分別開始 年 月	有料化 状 況
生ごみ		食べ残し、野菜などの調理くず、リンゴ・ミカン・バナナ・スイカの皮など、コーヒーの粉、お茶がら、ペットのふん、生草（切花）、魚の骨、3cm 未満の骨など	平成 15 年 8 月	有 料 (従量制)
燃やせるごみ		紙類、小枝、布類、吸い殻、大量の草、プラスチック類、ひもや縄、貝殻類、食用油（紙か布に吸わせる）、紙おむつ（汚物は捨てる）、厚さ 5cm 以下の板類、スキー靴、ビデオ・カセットテープ、とうきびの芯	平成 15 年 4 月	有 料 (従量制)
燃やせないごみ		金属類、小型の家電製品、陶器類、白熱電球、ガラス、厚さ 5cm を超える木材、乳白色のびん、汚れたビンや缶、一斗缶、3cm 以上の骨、ペットの砂・園芸用土・砂など、ワンタッチ傘（開かないように縛る）、アルミホイール、鉄アレイ、土・砂・ペットの砂	平成 15 年 4 月	有 料 (従量制)
粗大ごみ		袋に入らないもの 家具類（タンス・食器棚）、ソファ・ベッド、剪定した枝、自転車、スキーなど	平成 15 年 4 月	有 料 (従量制)
資源ごみ	びん	【飲料用などのびん類(1.8L 以下)】 飲料びん（ジュース・酒類・栄養剤など）、食品・調味料ビン（しょうゆ・こしょう・佃煮など）、リターナルびん、薬のびん、化粧品のびん（乳白色のびんは除く）、曇りガラスのびん	平成 15 年 4 月	有 料 (従量制)
	缶	【飲料用などの鉄・アルミの缶類】 飲料缶（ジュース・ビールなど）、食品缶（のり・菓子・缶詰類など）		
	ペットボトル	【飲料用・しょうゆなどのペットボトル】		
	古紙	雑がみ、段ボール、新聞・チラシ、紙パックなどの古紙類、雑紙（お菓子の箱・ティッシュペーパーの箱・封筒・トイレットペーパー芯など）	平成 22 年 7 月	
特定品目		電池・水銀体温計・水銀血圧計、蛍光管、ライター・ガス缶・スプレー缶	平成 26 年 4 月	無 料

*. 資源ごみの雑がみは、平成 26 年 4 月より家庭系資源ごみに追加されている。

表 2.1.2 収集していない品目

分別項目と種類	内容（主なもの）	分別開始 年 月	有料化 状 況
古着・古繊維	メリヤス地、メン地、タオル地、ネル地、その他	平成 16 年度	無 料 抛 点 回 収 （*1）
天ぷら油	天ぷら油（植物油）	平成 19 年 12 月	無 料 抛 点 回 収
小型家電	【家庭で使用されていた小型の家電製品】 ワープロ、パソコン、プリンター、FAX、電話機、携帯電話、炊飯器、ビデオデッキ、DVD プレイヤー、オーディオプレーヤーなど	平成 25 年度	無 料 抛 点 回 収 （*2）
家電製品	【家電小売店に引き取りを求めるか、直接「指定取引場所」に持ち込む】 テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫	—	—
収集できないごみ	【販売店やメーカー、専門業者に相談の上処理】 廃タイヤ、バッテリー、LP ガスボンベ、農薬、ピアノ、消火器など	—	—

（*1）古着・古繊維：拠点回収場所

- ①滝川市役所くらし支援課環境衛生係（3 階 5 番窓口）
- ②江部乙支所 1 階事務室入り口前（青色のポリ容器）
- ③拠点回収施設（中島町 210 番地 旧粗大ごみ処理センター跡）

（*2）小型家電：拠点回収場所（平成 24 年 11 月 1 日）

- ①滝川市役所くらし支援課環境衛生係（3 階 5 番窓口）
- ②まちづくりセンター玄関フード内（グレーのボックス設置）
- ③江部乙支所 1 階玄関フード内（青色のボックス設置）

表 2.1.3 ごみの処理区分

分別項目と種類		排出場所	収集方法	選別保管・中間処理 ・最終処分施設
生ごみ		戸別収集	定期回収	中空知衛生施設組合 (リサイクルクリーン)
燃やせるごみ		戸別収集	定期回収	中・北空知廃棄物処理 広域連合：歌志内市 (エネクリーン)
燃やせないごみ		戸別収集	定期回収	中空知衛生施設組合 (リサイクルクリーン) 滝川市一般廃棄物 最終処分場 (滝川市単独施設)
粗大ごみ		戸別収集	定期回収	中空知衛生施設組合 (リサイクルクリーン)
資源 ごみ	びん	別表（表 2.1.4）に示すとおり		
	缶			
	ペットボトル			
	古紙			

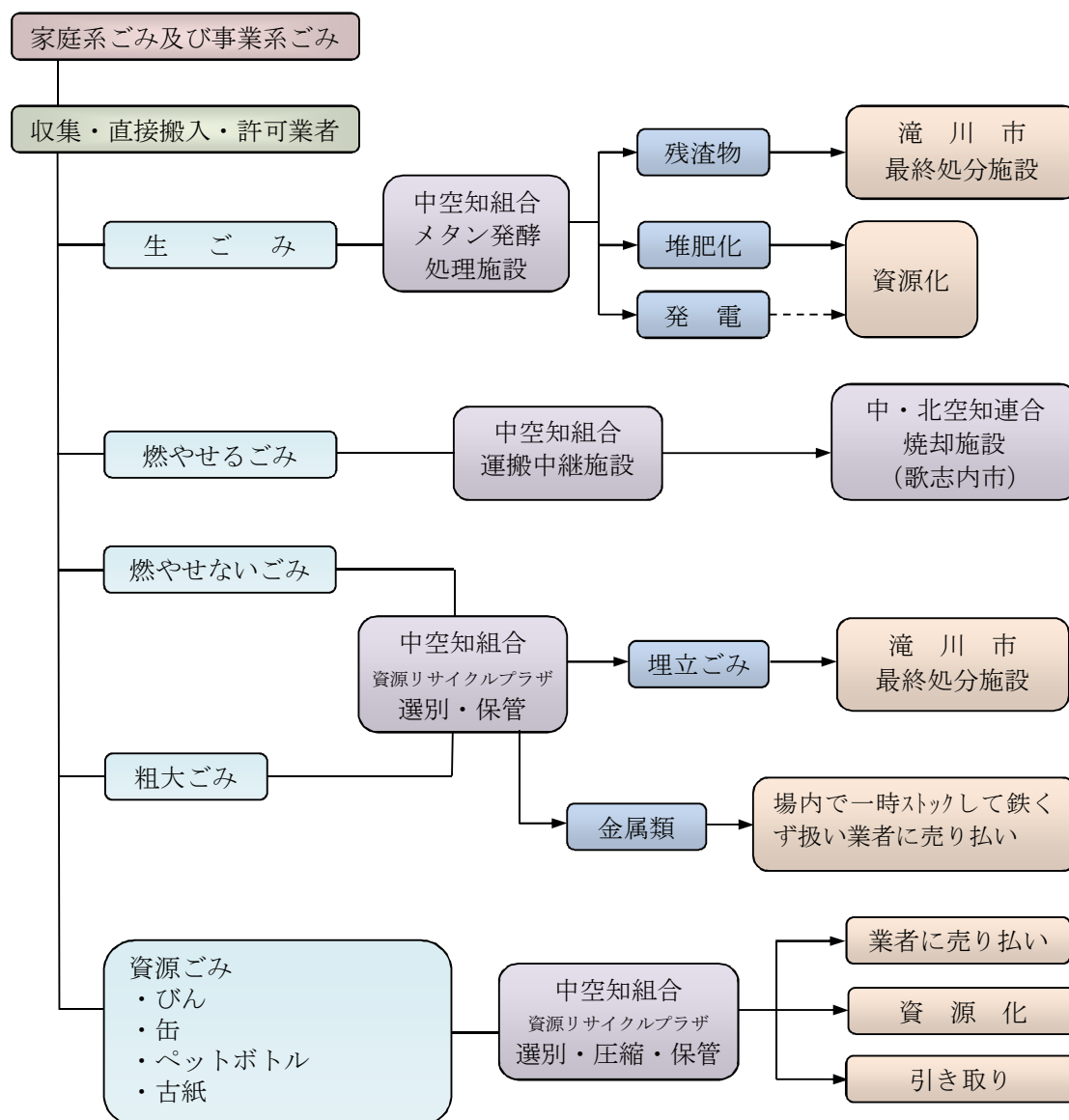
表 2.1.4 資源ごみに係る分別収集実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の種類	収集・運搬の段階	保管選別等の段階
金 属	スチール製容器	缶	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色の ガラス製容器	びん	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	茶色の ガラス製容器			
	その他の ガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収 民間業者による拠点回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収	
	その他の 紙製容器包装	雑がみ	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペット ボトル	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	その他の プラスチック製 容器包装	燃やせる ごみ	市による定期回収	中空知衛生施設組合

第2節 ごみ排出量の実績及び性状

本市における家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分は、以下のとおりである。

また、事業系ごみは、家庭系ごみの分別区分に準じて直接搬入（排出者）により排出されている。



＊．事業系ごみは、計画収集していないため直接搬入となっている。

＊．中空知組合：中空知衛生施設組合（リサイクリーン）

＊．中・北空知連合：中・北空知廃棄物処理広域連合（中・北空知エネクリーン）

図 2.1.1 ごみ処理の流れ

2.1 ごみの排出量実績

(1) ごみ排出量

本市におけるごみの分別区分は、平成 15 年度を境に広域処理を前提としたごみ処理体系で統一化されて、この 10 年間では種類別のごみ量も安定した推移となっており、平成 27 年度の総排出量は平成 18 年度比で約 95%（＝16,183／17,036）となっている。

一般廃棄物の排出状況では、行政人口の減少傾向（約 92%＝41,630／45,205）に比べて、減少傾向は鈍化状況にある。

表 2.1.4 ごみの排出量

（単位：人、t/年）

年度 区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
行政人口	45,205 (74)	44,908 (79)	44,440 (83)	44,020 (77)	43,588 (70)	43,313 (69)	42,819 (69)	42,326 (83)	42,002 (91)	41,630 (93)
家庭系ごみ量	9,896	9,606	9,310	9,362	9,798	9,676	9,741	9,742	9,170	9,174
事業系ごみ量	4,770	4,832	4,753	4,908	4,958	4,708	5,004	5,014	4,948	5,283
資源回収	2,370	2,360	2,232	2,058	1,993	1,864	1,846	1,794	1,766	1,726
排出ごみの総量	17,036	16,798	16,295	16,328	16,748	16,248	16,589	16,550	15,884	16,183

資料：市民生活部くらし支援課（H18・19 外国人人口は年末人口である。）

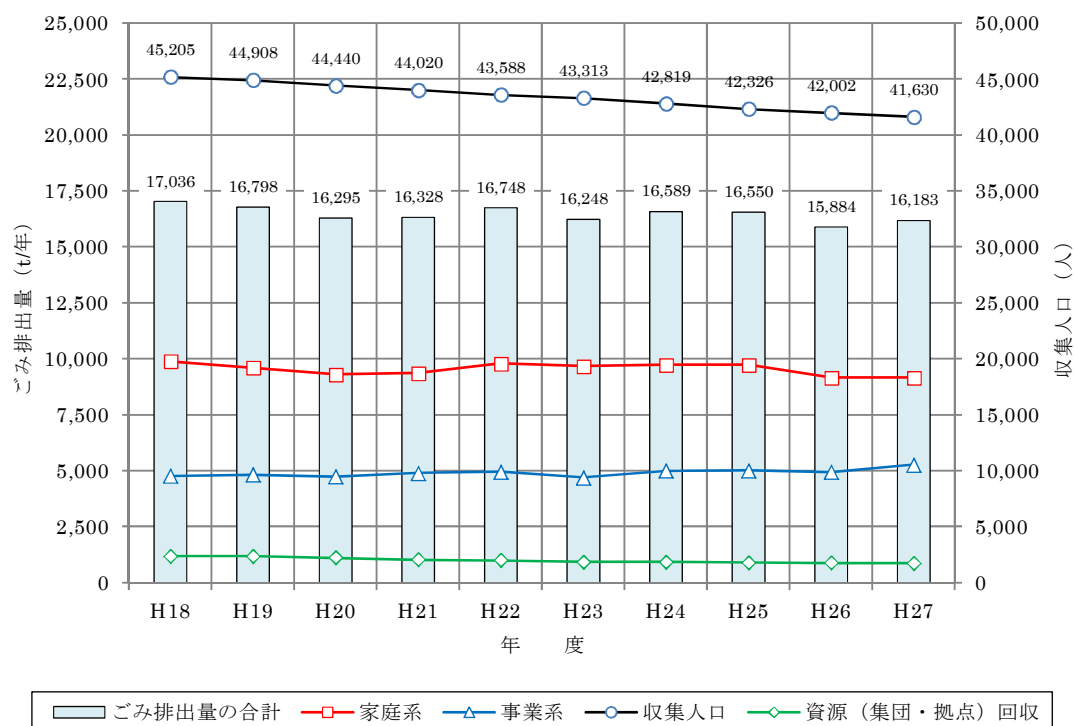


図 2.1.2 ごみ排出量の実績推移

(2) ごみ排出量の原単位

本計画では『総務省 実態調査』を参考として、外国人を含む人口を収集人口として算出している。

算出の結果としては、1,050g/人・日前後を平均排出量として、微増減しながら推移している状況にあり、おおむね一定していると判断される。

表 2.1.5 ごみ排出量原単位の実績

年度 区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
収集人口（人） 各年 9 月末	45,205 (74)	44,908 (79)	44,440 (83)	44,020 (77)	43,588 (70)	43,313 (69)	42,819 (69)	42,326 (83)	42,002 (91)	41,630 (93)
ごみ総排出量 (t/年)	17,036	16,798	16,295	16,328	16,748	16,248	16,589	16,550	15,884	16,183
ごみ量原単位 (g/人・日)	1,032	1,025	1,005	1,016	1,053	1,028	1,061	1,071	1,036	1,065

*. 原単位の算出にあたって、平成 20・24 年度は 366 日で計算している。

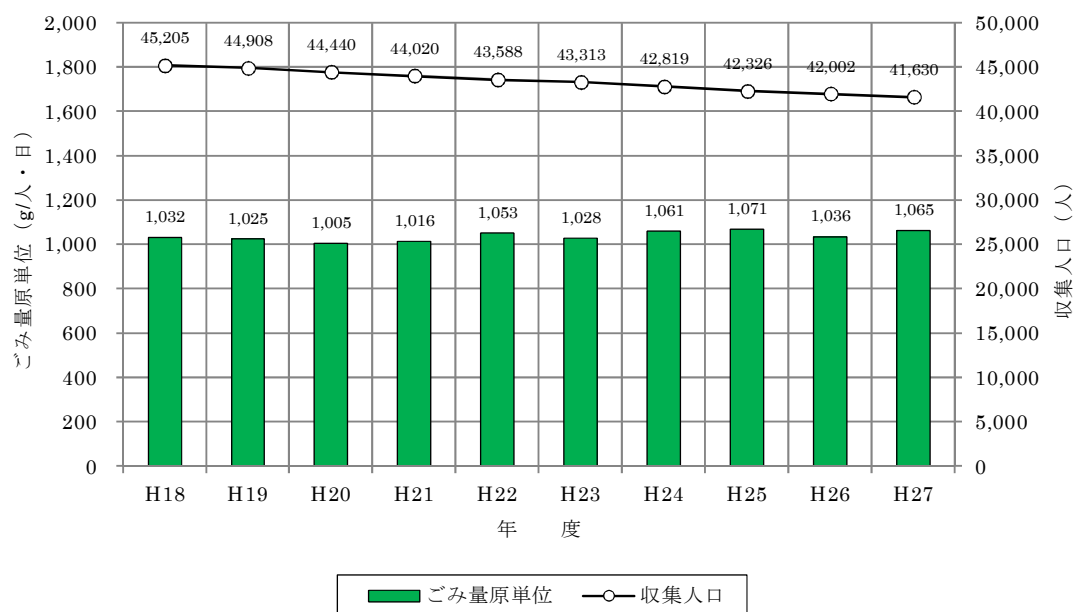


図 2.1.3 ごみ排出量原単位の実績推移

第3節 ごみ処理体制と処理の実績

3.1 ごみ処理体制の現状

ごみの分別収集は、平成15年4月にごみ処理手数料を定額制から従量制に移行され、その後分別収集などの排出基準も確立されている。

本市内で排出される廃棄物の処理は、『焼却～埋立』『埋立』『資源化』に大別されており、これらの処理処分は下表に示すとおりとなっている。

表 2.1.6 家庭系・事業系ごみの分別区分と処理方法

分別区分	処理方法	処理施設等
生ごみ	高速メタン発酵処理	中空知衛生施設組合リサイクルセンター
燃やせるごみ	焼却処理	中空知衛生施設組合リサイクルセンター（中継施設） →中・北空知エネクリーン（焼却処理）
燃やせないごみ	埋立 （焼却処理・資源化）	中空知衛生施設組合リサイクルセンター（選別） →中・北空知エネクリーン（焼却処理） →滝川市一般廃棄物最終処分場（埋立） →再資源化（売り払い等）
粗大ごみ		
資源ごみ	資源化	中空知衛生施設組合リサイクルセンター（選別） →再資源化（売り払い等）

3.2 収集・運搬

収集・運搬については、家庭系ごみを計画収集（委託）及び直接搬入（排出者）している。また、事業系ごみは家庭系ごみの分別区分に準じており、許可業者による収集又は、排出事業者が直接搬入している。

表 2.1.7 ごみの収集・運搬状況

ごみ区分	収 集 ・ 運 搬	
家庭系	計画収集・許可業者による収集 及び直接搬入	委託、排出者
事業系		許可業者、排出事業者

表 2.1.8 排出方法

ごみの種類		収集回数	費 用	収集方式
生 ご み	食べ残し、野菜などの調理くず、お茶がら、ペットのふん、生草花等	週 2 回	有 料 (指定ごみ袋)	戸別収集
燃やせるごみ	紙類、小さな木類、布類、ビニール袋、発砲スチロール類、革類、プラスチック類、長さ 1m 以下のひもや縄 等	週 2 回	有 料 (指定ごみ袋)	戸別収集
燃やせないごみ	金属類、小型の家電製品、陶器類、白熱電球、ガラス類、びんのふた、汚れた缶やびん、一斗缶、ペットの砂、厚さ 5cm を超える木材 等	月 1 回	有 料 (指定ごみ袋)	戸別収集
粗大ごみ	家庭から出る家電製品（家電リサイクル法対象品以外）、家具、ふとん、じゅうたん、自転車 等	月 1 回	有 料 (指定ごみ袋)	戸別収集
資源ごみ	びん、缶、ペットボトル	月 1 回	有 料 (指定ごみ袋)	戸別収集
	古紙類		無 料	戸別収集

3.3 ごみ処理実績

平成 27 年度末現在における処理実態と、各施設の処理実績は次のとおりである。

(1) 生ごみ

中空知衛生施設組合リサイクルクリーンに集められた生ごみは、施設内にある高速メタン発酵処理施設で処理され、メタンガスというエネルギーを得ており、そのエネルギーを以下に示すものに利用している。

(2) 燃やせるごみ

中継施設である中空知衛生施設組合リサイクルクリーンに集められた燃やせるごみは、運搬効率や環境負荷への配慮のため、各市町から集められたごみを圧縮してコンテナに集約積み替えして中・北空知エネクリーン（歌志内市）で焼却処理される。

(3) 燃やせないごみ・粗大ごみ

中空知衛生施設組合リサイクルクリーンに集められた燃やせないごみ・粗大ごみは、施設内で選別・破碎されて、付着したプラスチックや木片などの可燃物は中・北空知エネクリーンに搬出されて焼却処理される。

(4) 資源ごみ

中空知衛生施設組合リサイクルクリーンに集められた資源ごみは、施設内で選別されて売り払い・再資源化・引き取り（有料）などの処分が行われる。

(5) 産業廃棄物

本市の最終処分場は条例（*1）上、法第 11 条第 2 項（*2）の規定により一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の受入れを可能としているが、現在までに受入れの実績はない。

3.3.1 高速メタン発酵処理施設の処理実績

中空知衛生施設組合リサイクルクリーンの高速メタン発酵処理施設は、芦別市・赤平市・滝川市・新十津川町・雨竜町の3市2町から排出される生ごみを処理している。

各市町から排出される処理量は、下表・図に示すように本市の生ごみ量が約60%以上を占める状況となっている。

表 2.1.9 高速メタン発酵処理施設の搬入処理量・割合実績（生ごみ）

（単位：処理量 t/年、割合％）

区分 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
滝川市	4,187	4,050	3,983	3,920	3,922	3,878	4,007	3,831	3,642	3,643
芦別市	1,404	1,291	1,232	1,193	1,116	1,066	1,055	1,009	916	825
赤平市	927	923	798	799	766	685	738	710	632	791
新十津川町	511	527	499	484	477	455	472	465	445	457
雨竜町	194	191	172	164	162	152	161	167	161	158
処理量合計	7,223	6,982	6,684	6,560	6,443	6,236	6,433	6,182	5,796	5,874

資料：平成26年度までは、総務省「一般廃棄物処理実態調査結果」による
平成27年度は、「中空知衛生施設組合」資料による

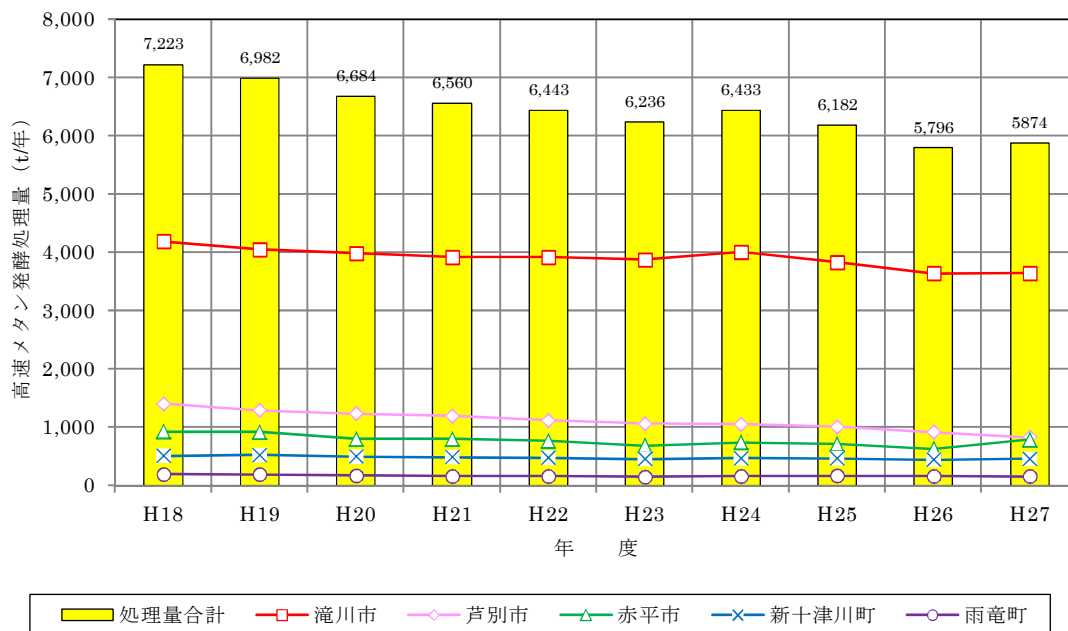


図 2.1.4 高速メタン発酵の自治体別処理量の実績推移

3.3.2 焼却施設の処理実績

平成 25 年度からは、(株)エコバレー歌志内の処理停止に合わせて中・北空知廃棄物処理広域連合（*1）が整備を進めてきた『中・北空知エネクリーン』が供用開始し、広域連合 5 市 9 町の燃やせるごみを焼却処理している。

表 2.1.10 広域連合の組合別焼却処理量の実績推移

（単位：処理量 t/年、割合％）

年度 区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
中空知 衛生施設組合	12,291	12,746	12,369	12,310	12,672	12,070	12,314	12,478	11,883	12,183
北空知衛生 センター組合	5,210	5,630	5,452	5,591	5,527	5,153	5,302	5,322	5,325	5,497
砂川地区 保健衛生組合	8,444	6,134	5,404	5,956	6,118	6,019	6,243	6,542	5,935	6,202
処理量合計	25,945	24,510	23,225	23,857	24,317	23,242	23,859	24,341	23,143	23,882

資料：平成 26 年度までは、総務省「一般廃棄物処理実態調査結果」による

平成 27 年度は、「平成 27 年度 広域連合の概要」による

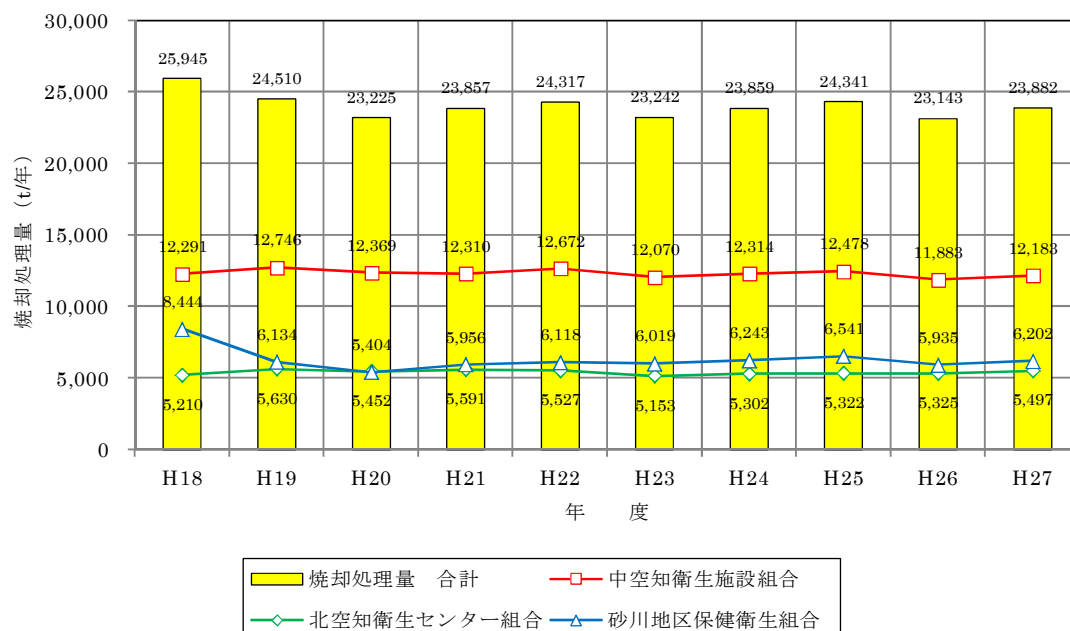


図 2.1.5 広域連合の組合別焼却処理量の実績推移

3.3.3 ごみの資源化の実績

本市におけるごみの資源化量は、

- ①生ごみのリサイクルにおける高速メタン発酵処理量
- ②生ごみの一部を堆肥化する量
- ③燃やせないごみと粗大ごみの選別による資源化量
- ④収集資源ごみから残渣物を除いたものの資源化量
- ⑤資源（集団・拠点）回収したものの直接資源化量

に分けられる。

表 2.1.11 ごみの資源化量の実績推移

（単位：人、t/年）

年度 区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
収集人口 (各年9月末)	45,205 (74)	44,908 (79)	44,440 (83)	44,020 (77)	43,588 (70)	43,313 (69)	42,819 (69)	42,326 (83)	42,002 (91)	41,630 (93)
生ごみガス化	3,188	3,112	2,976	3,045	3,058	2,954	3,052	2,918	2,774	2,814
生ごみ堆肥化	167	162	159	157	157	152	157	150	143	146
不燃・粗大ごみ 選別資源化量	429	450	410	469	566	607	641	655	576	619
資源ごみ (残渣物等除く)	509	450	423	455	581	606	622	654	788	789
資源回収量 (直接資源化)	2,370	2,360	2,232	2,058	1,993	1,864	1,846	1,794	1,766	1,726
資源化量合計	6,663	6,534	6,200	6,184	6,355	6,183	6,317	6,171	6,047	6,094

資料：くらし支援課「マス・バランス」整理資料より

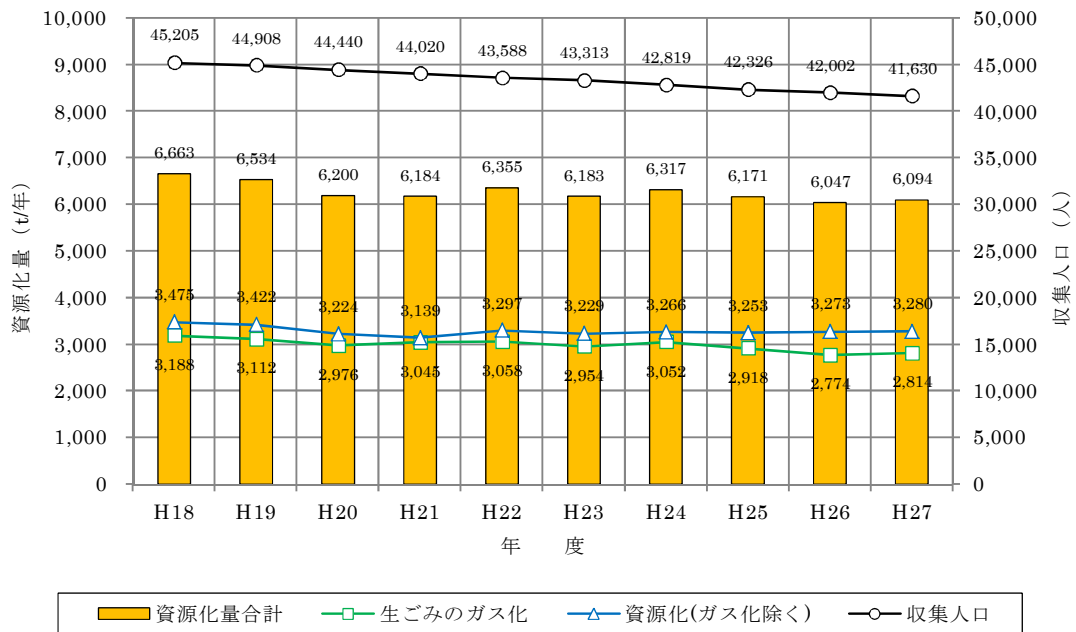


図 2.1.6 ごみの資源化量の実績推移

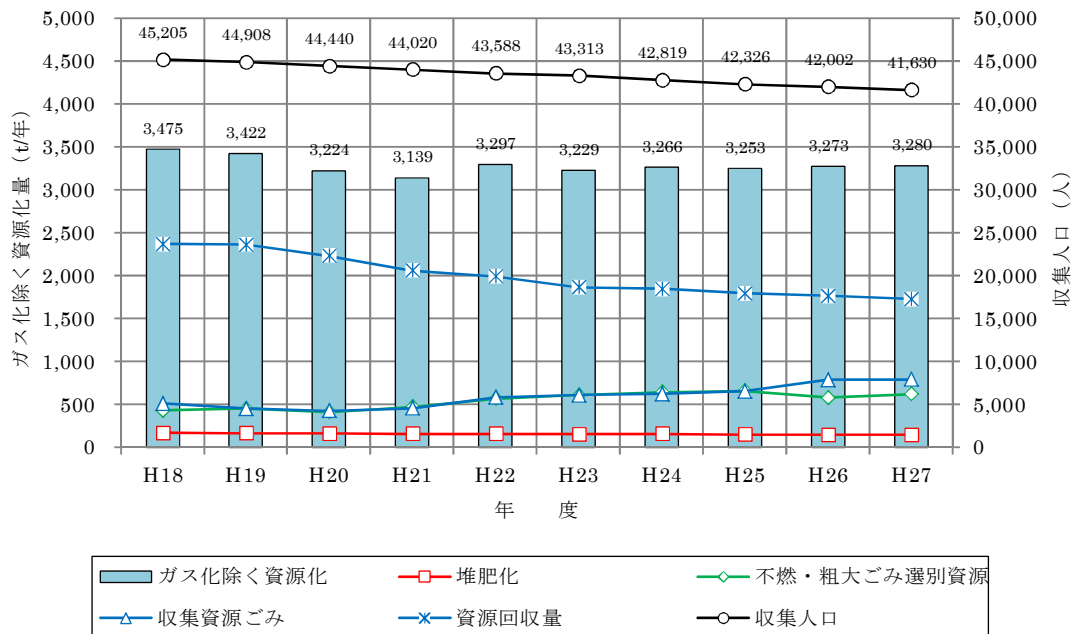


図 2.1.7 ガス化を除くごみの資源化量の実績推移

3.4 ごみの減量化と再生利用に関する現状

本市は、中空知衛生施設組合が平成 15 年 4 月から供用開始したリサイクル施設で、適正なごみの分別収集及び処理・処分を行っている。

また、焼却処理は平成 24 年度末までは『(株)エコバレー歌志内』、平成 25 年度からは中・北空知廃棄物処理広域連合施設である『中・北空知エネクリーン』で燃やせるごみの焼却処理により、ごみの減量化が図られている。

表 2.1.12 ごみの減量化と再生利用施設の状況

事業主体	施設	供用開始年月日
中空知衛生施設組合 (リサイクルクリーン)	管理棟中継施設	平成 15 年 4 月 1 日
	リサイクルプラザ (資源選別部門)	
	高速メタン発酵処理施設	
中・北空知廃棄物処理広域連合	中・北空知エネクリーン	平成 25 年 4 月 1 日

(1) ごみの減量化と再生利用に関する各種取組について

① 環境学習・環境保全活動の促進

たきかわエコネット（*1）登録団体による環境への取組が活発に行われており、自然環境・農業の保全や環境教育などの分野で大きな役割を果たしている。

② リサイクル推進員の配置

リサイクル推進員とは、地域における一般廃棄物の減量及び資源ごみの分別収集を推進するために、各町内会から推薦された方のうちから、市長が委嘱している非常勤の特別職で、任務を次のとおりとしている。

③ 清掃指導員の配置

④ 拠点回収の推進

本市では、ごみの減量化・リサイクルを目的として、商業者などの協力を得て市内に拠点回収先を設け、紙類・びん類・アルミ・スチール・ペットボトル・古着類の拠点回収の推進に取り組んでいる。

⑤ 集団資源回収の推進

本市では、資源物の有効利用及び分別収集の推進を図るべく、町内会、学校及び市民活動団体などが自主的に実施する資源物の集団回収が行われている。

⑥ ごみ処理施設の視察・見学の受入れ

学校・各種団体等の申込みを受けて、ごみ処理施設の案内と、ごみの現状や処理方法などの説明を行っている。

⑦ マイバック持参運動

買い物袋（マイバック）を持参し、レジ袋をもらわない買い物習慣を徹底する運動に取り組んでいる。

⑧ リサイクルンにおける資源回収

燃やせないごみ・粗大ごみとして中継施設に集められたごみから、選別により資源物を抽出するなど、ごみの減量化・再生利用を推進している。

3.5 ごみ処理フロー

以下に、本市における平成 27 年度末現在の広域連合関係ごみ処理フローと、本市の分別種別に係る処理フローを以下に示す。

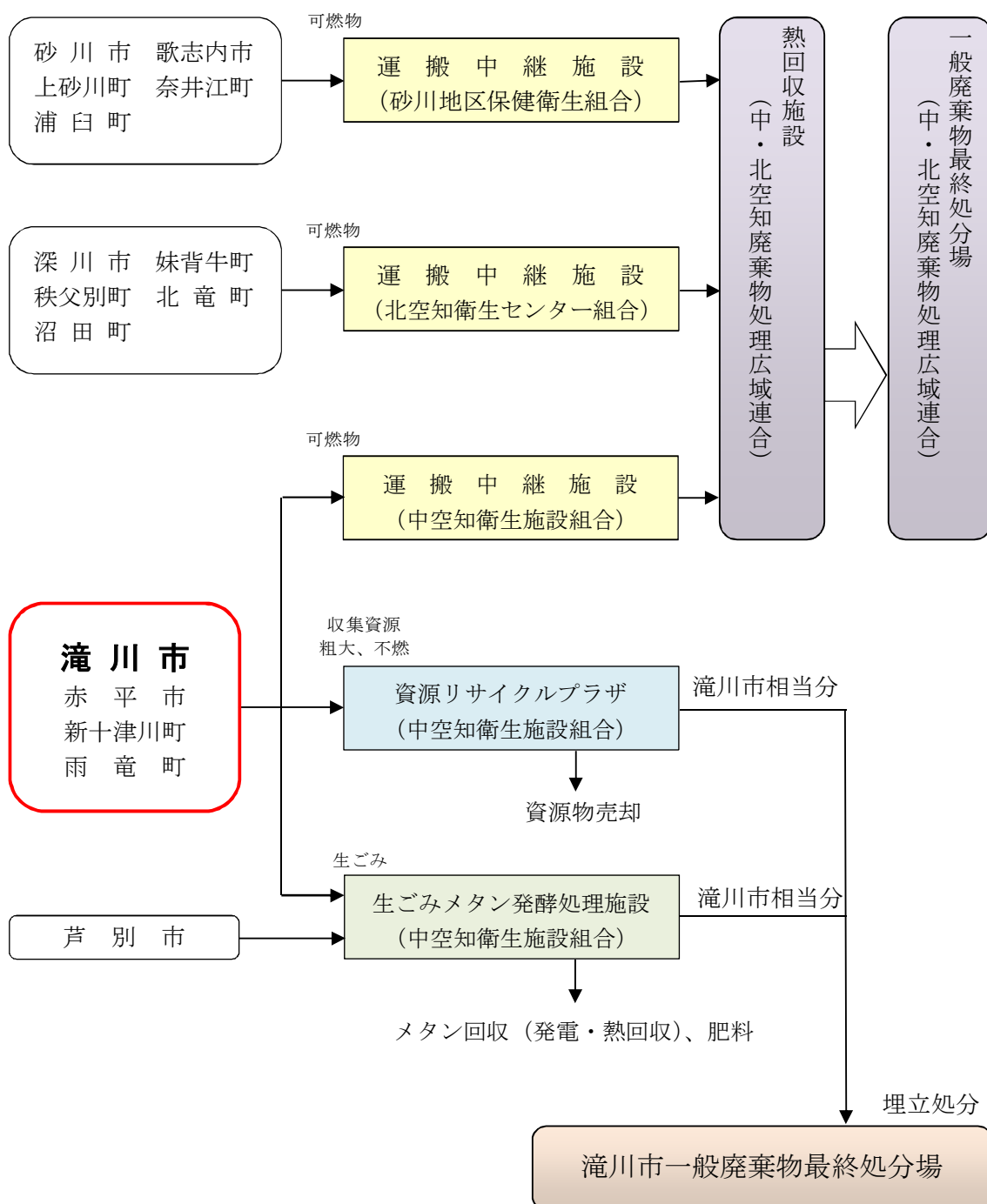


図 2.1.8 ごみ処理フロー (広域連合・衛生施設組合)

3.6 現有ごみ処理施設の状況

本市で収集・直接搬入された廃棄物は、中空知衛生施設組合リサイクルクリーンに集約され、区分ごとに処理・搬出処理されている。

一般廃棄物処理施設としては、生ごみはリサイクルクリーンの高速メタン発酵処理施設で処理され、資源ごみは選別・圧縮・保管されて民間再生業者の基に搬出される。粗大・燃やせないごみは、選別により再資源化・埋立処分・焼却処理に分けられる。燃やせるごみは、2市2町の集約ごみの中・北空知エネクリーンで焼却処理処理するために、粗大・燃やせないごみの選別ごみと併せて搬出処理される。

(1) 中・北空知廃棄物処理広域連合

中・北空知廃棄物処理広域連合は、空知管内 3 組合（中空知衛生施設組合、北空知衛生センター組合、砂川地区保健衛生組合）の燃やせるごみの焼却処理を行っていた(株)エコバレー歌志内が、平成 21 年 2 月に平成 25 年 3 月 31 日で事業撤退する意向が示されたことから設立された連合体である。

事業意撤退の意向を受け、可燃物を処理委託していた 3 組合の 5 市 9 町では、平成 22 年 2 月 2 日に「中・北空知廃棄物処理広域連合」を設立（北海道許可）し、ごみの焼却施設の設置・運営に関する事務を行うこととなった。

そして、下表に示す処理能力等を有する『中・北空知エネクリーン』が整備されている。

表 2.1.13 中・北空知エネクリーン（焼却処理施設）

項 目	中 間 処 理 施 設
施 設 名	中・北空知エネクリーン
設置主体	中・北空知廃棄物処理広域連合
所 在 地	歌志内市字東光 30-3 ほか
処理能力	85t/日（42.5t/日×2 炉）
処理方式	全連続焼却式ストーカ炉
発電能力	1,770kW
構 造	鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造 4 階 高さ 29.65m（煙突の高さ：45m） 建築面積 2,506.01m ² 延床面積 4,828.42m ²
供用開始	平成 25 年 4 月 1 日
処理対象品目	連合 5 市 9 町から排出される『燃やせるごみ』を対象とする。

(2) 中空知衛生施設組合

中空知衛生施設組合は、昭和 44 年 7 月に「滝川市ほか 3 町衛生センター組合」として設立され、昭和 46 年 4 月・昭和 50 年 9 月の改称を経て、平成 13 年 11 月に現名称の組合となっている。

組合構成市町は、滝川市・赤平市・芦別市・新十津川町・雨竜町の 3 市 2 町で、ごみ処理に関しては、芦別市が生ごみ処理のみ参画している。

① リサイクルプラザ

リサイクルプラザは、リサイクリン内のリサイクル施設（選別・圧縮・梱包）及び破砕施設の集合施設で、分別収集された廃棄物をそれぞれのライン工程で処理している。

対象構成市町は、滝川市・赤平市・新十津川町・雨竜町の 2 市 2 町となっている。

表 2.1.14 中空知衛生施設事務組合 リサイクルプラザの概要

項 目	中 間 処 理 施 設	
施 設 名	中空知衛生施設事務組合 リサイクリン	
設置主体	中空知衛生施設組合	
所 在 地	滝川市東滝川 760 番地 1	
リサイクルプラザ棟 構 造	鉄筋造 2 階建（合計：4,748.37m ² ）	
処理能力及び 竣工年月	リサイクル施設（資源選別） 18t/日	平成 15 年 3 月
	破砕施設（不燃・粗大） 12t/日	平成 15 年 7 月
対象品目	缶類、びん類、ペットボトル、古紙類、燃やせないごみ、粗大ごみ	
処理方法	選別、圧縮、梱包、破砕、保管	

② 中継施設

中継施設は、リサイクリン内で構成市町から収集された燃やせるごみ、メタン発酵施設及びリサイクルプラザから出る燃やせるごみをコンテナに圧縮し、中・北空知エネクリーン（焼却処理施設）に搬送している。

対象構成市町は、滝川市・赤平市・新十津川町・雨竜町の 2 市 2 町となっている。

表 2.1.15 中空知衛生施設事務組合 運搬中継施設の概要

項 目	運 搬 中 継 施 設
施 設 名	中空知衛生施設事務組合 リサイクルクリーン
設置主体	中空知衛生施設組合
所 在 地	滝川市東滝川 760 番地 1
処理能力	58t/年日
竣工年月	平成 15 年 3 月
対象品目	燃やせるごみ
処理方法	圧縮、保管

③ メタン発酵処理施設

メタン発酵処理施設は、リサイクルクリーンに分別収集された生ごみを、メタン発酵処理による発電利用と農地還元を目的とする堆肥化を行っている。

対象構成市町は、滝川市・赤平市・芦別市・新十津川町・雨竜町の 3 市 2 町となっている。

表 2.1.16 中空知衛生施設事務組合 メタン発酵処理施設の概要

項 目	運 搬 中 継 施 設
施 設 名	中空知衛生施設事務組合 リサイクルクリーン
設置主体	中空知衛生施設組合
所 在 地	滝川市東滝川 760 番地 1
高速メタン棟構造	鉄骨造一部 RC 造 地上 1 階地下 2 階建（合計：5,318.11m ² ）
処理能力	55t/日
竣工年月	平成 15 年 7 月
対象品目	生ごみ
処理方法	前処理 → メタン発酵処理 → 発電利用 → 水処理 → 堆肥
資 源 化	農地還元を目的とする堆肥化
発電以外の余熱利用	熱供給

④ 動物用小型焼却施設

動物用小型焼却施設は、道路や社有地及び民地で発生した犬や猫・キツネ・カラスなどの処理を行う施設である。

おおむね 30kg 以下の小動物で、家庭で飼育されていた動物も対象としている。なお、この施設は「ペット霊園（火葬場）などではない」ので、供養や遺骨の引き渡しは行っていない。

対象構成市町は、滝川市・赤平市・新十津川町・雨竜町の 2 市 2 町となっている。

表 2.1.3.15 中空知衛生施設事務組合 動物用小型焼却施設の概要

項 目	動 物 用 小 型 焼 却 施 設
施 設 名	中空知衛生施設事務組合 動物用小型焼却施設
設置主体	中空知衛生施設組合
所 在 地	赤平市西豊里町 315 番地
敷地面積 建築面積	7,270.68m ² （赤平市からの借地） 452.40m ²
処理対象	小型動物（30kg 以下）
建設年次	平成 16 年 8 月 赤平市旧火葬場購入（28,548 千円） 平成 16 年 9 月 設置工事完了（2,447 千円）
建 設 費	30,995 千円
使用開始	平成 16 年 10 月
処理能力	0.99t/日
処理施設	旧赤平市火葬場（昭和 48 年 5 月完成）を購入し施設整備により 2 炉を焼却炉として使用 ①火葬炉 2 炉 火床面積 1.52m ² ×2 炉 ②冷蔵庫 1 基 容 量 9.72m ³
死体の搬入先 （住民・事業所利用）	中空知衛生施設組合（リサイクルーン） 滝川市東滝川 760 番地 1
搬入日及び時間	平日・土曜日 午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分
休 日	日曜日、年末年始（12 月 31 日から 1 月 2 日）、5 月 3・4・5 日
処理手数料	100 円／1kg

(3) 滝川市一般廃棄物最終処分場

滝川市一般廃棄物最終処分場は、旧処分場である西滝川埋立処分場の埋立完了の目途がついたことから、本市の単独施設として平成 4～5 年度の 2 カ年で整備され、平成 6 年 10 月に供用開始した埋立処分場である。

表 2.1.16 滝川市一般廃棄物最終処分場施設の概要

項 目	最 終 処 分 場 施 設
施 設 名	滝川市一般廃棄物最終処分場施設
設置主体	滝川市
所 在 地	滝川市東滝川 755 番 1 ほか（敷地総面積：226,000m ² ）
処分対象	家庭系及び事業系の一般廃棄物（焼却灰・不燃物） 産業廃棄物（コンクリート片・ガレキ等建設廃材） ＊．防衛施設から排出される一般廃棄物を含む
計画埋立期間	平成 6 年～平成 15 年（10 年間）
処理能力	埋立地面積：35,100m ² 、埋立地容量：163,000m ³ 浸出液処理施設：75m ³ /日 調整池有効容量：5,273m ³ RC 造（40m×19m×6.90m）
処理方法	埋 立 地：平地埋立（サンドイッチ方式）、準好気性埋立 水 処 理：回転円板法・凝集沈殿法 汚泥処理：バキュームによる汲み取りで埋立施設へ搬入。
浸出液処理水	石狩川水系大曲川支流 （大曲川～ボンクラ川～空知川～石狩川～日本海） 主な放流水質の項目 pH：5.8～8.6 BOD：日平均 30mg/L 以下（計画原水 250mg/L） SS：日平均 70mg/L 以下（計画原水 300mg/L） 大腸菌群数：日平均 3,000 個/cm ³ 以下
埋立地跡地利用計画	緑 地

3.7 ごみ処理経費

以下に、直近 5 年間のごみ処理に係る歳入と歳出の状況を示す。

表 2.1.17 ごみ処理の歳入に係る費用の状況（直近 5 年間）

歳 入	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度	平 成 27 年度
国庫支出金	0	0	0	0	0
都道府県支出金	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0
使用料・手数料	117,173	118,831	120,562	145,601	123,877
（市区町村分担金）	0	0	0	0	0
その他	53	106	1,898	3,161	0
小計（分担金含む）	117,226	118,937	122,460	148,762	123,877
分担金除く	117,226	118,937	122,460	148,762	123,877
一般財源	883,986	937,701	458,916	458,616	467,531
合計	1,001,212	1,056,638	581,376	607,378	591,408
分担金除く	1,001,212	1,056,638	581,376	607,378	591,408

歳入の市区町村分担金	0	0	0	0	0
歳出の組合分担金	749,135	807,940	331,890	353,892	335,992

資料：平成 23～26 年度は、総務省「一般廃棄物処理実態調査結果」より、平成 27 年度は、滝川市くらし支援課資料による

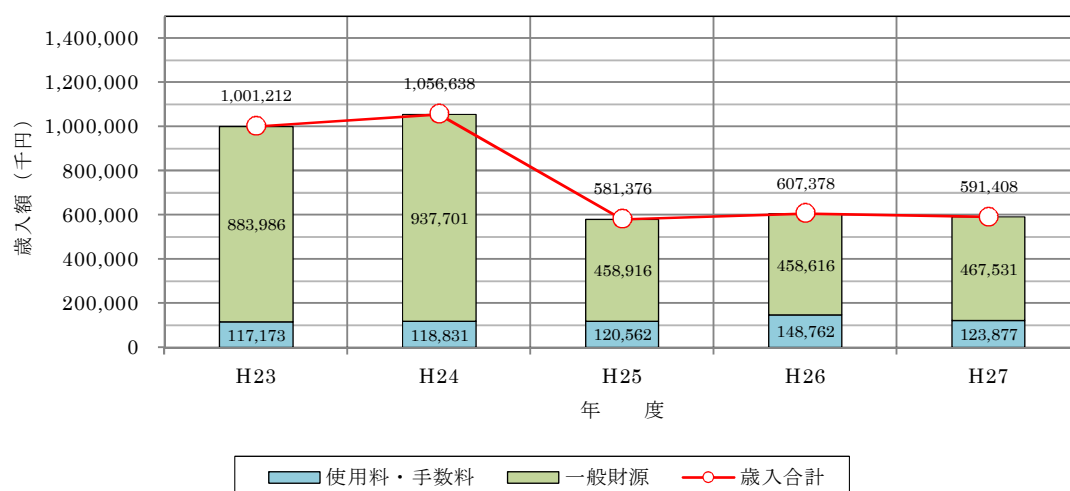


図 2.1.9 直近 5 年間のごみ処理に係る歳入の実績推移

第4節 ごみ処理の施策

4.1 排出抑制と再利用の推進

本市では、ごみの排出抑制と再利用の促進に向けて、次の施策に取り組んでいる。

① ごみの発生を減らす

平成15年4月から燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ（びん、缶、ペットボトル）の分別収集を開始するのに合わせて、ごみ処理手数料の全面有料化を開始している。その後、平成15年8月には生ごみの分別収集を始めている。

② 容器包装を減らす

- ◆マイバックの普及促進
- ◆適正包装の推進

③ 生ごみを減らす

- ◆生ごみの排出抑制
- ◆広域的な生ごみ処理の推進

④ 事業系ごみを減らす

- ◆事業系ごみの減量の推進

⑤ 資源物の回収を促進する

- ◆資源分別回収の促進
- ◆集団資源回収の促進
- ◆店頭における資源回収の拡大

⑥ 再利用を促進する

再生品や再使用が可能な詰め替え製品の普及促進のため、継続的に再使用に関する情報の提供を行っている。

⑦ 再資源化を促進する

（財）日本容器包装リサイクル協会の指定法人などへ回収した資源物を引き渡し、再資源化を促進している。

⑧ 家庭ごみの適正処理を促進する

- ◆適正な分別の推進
- ◆有害ごみなどの適正処理の推進

⑨ 事業系ごみの適正処理を推進する

事業系における廃棄物の適正な処理方法の助言・指導を行い、事業系ごみの適正処理を推進している。

⑩ 不法投棄対策を推進する

- ◆不法投棄は犯罪であることの広報誌などを通じた周知の徹底及び不法投棄禁止看板を設置し、不法投棄の抑止に努めている。
- ◆清掃指導員及びリサイクル推進員などによる監視・指導体制の充実とパトロールを強化し、不法投棄の未然防止に努めている。

⑪ グリーン購入・調達を推進する

市における環境に配慮した物品購入を推進するとともに、グリーン商品に関する情報やグリーン購入の啓発を行い、市民や事業者のグリーン購入、グリーン調達を促進している。

⑫ 環境教育への取組

- ◆環境問題について関心を高めるための標語、ポスター、作文などに積極的に応募してもらえるように取り組んでいる。
- ◆環境問題についての出前講座・学習会を開催している。
- ◆環境問題に取り組む市民などを積極的に支援している。
- ◆ごみ処理施設の見学会を開催している。

第5節 ごみ処理の評価

本市のごみ処理状況は3項目では全道平均を上回る結果となっており、最終処分量の評価、1人当たりの処理経費及び〔参考〕減量率で全道平均値を大きく上回る良好な結果を示している。一方で、リサイクル率の評価では全道平均を下回る結果となっている。

なお、資源回収率とリサイクル率の違いは、分母となるごみ種別の違いであり、資源回収率がごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋資源回収量）であるのに対し、リサイクル率はごみ処理量（直接焼却量＋直接最終処分量＋焼却以外の中間処理量＋直接資源化量）＋資源回収量となっている。

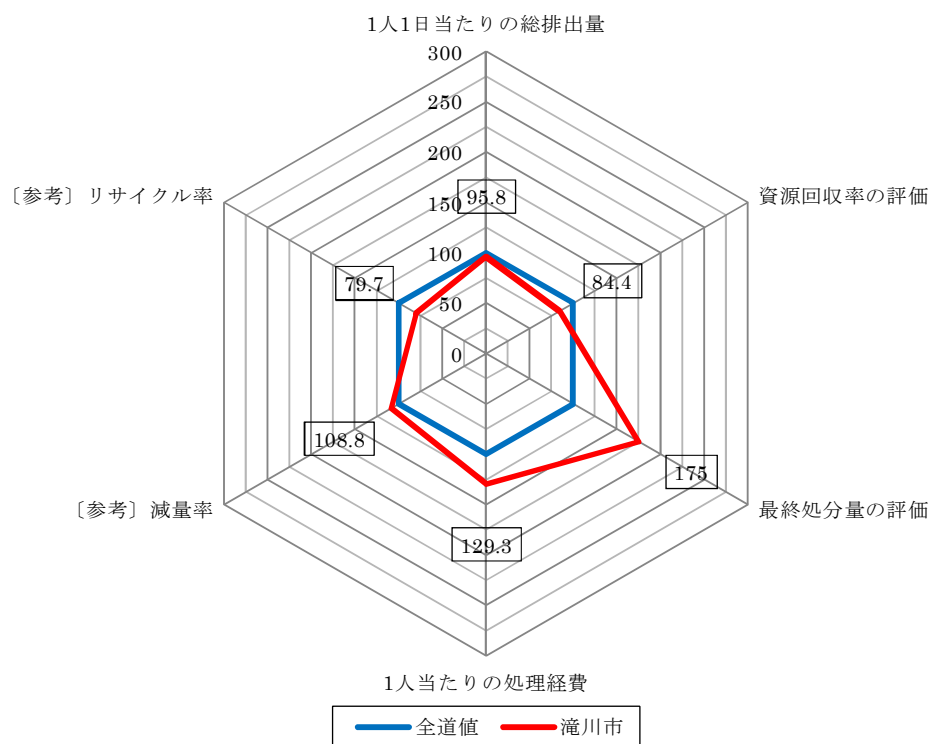


図 2.1.10 ごみ処理評価の結果

第6節 ごみ処理関連法とごみ処理の目標

6.1 ごみ処理関連法

ごみ処理に関連する法律は、環境基本法を基に、下図に示す体系となっている。

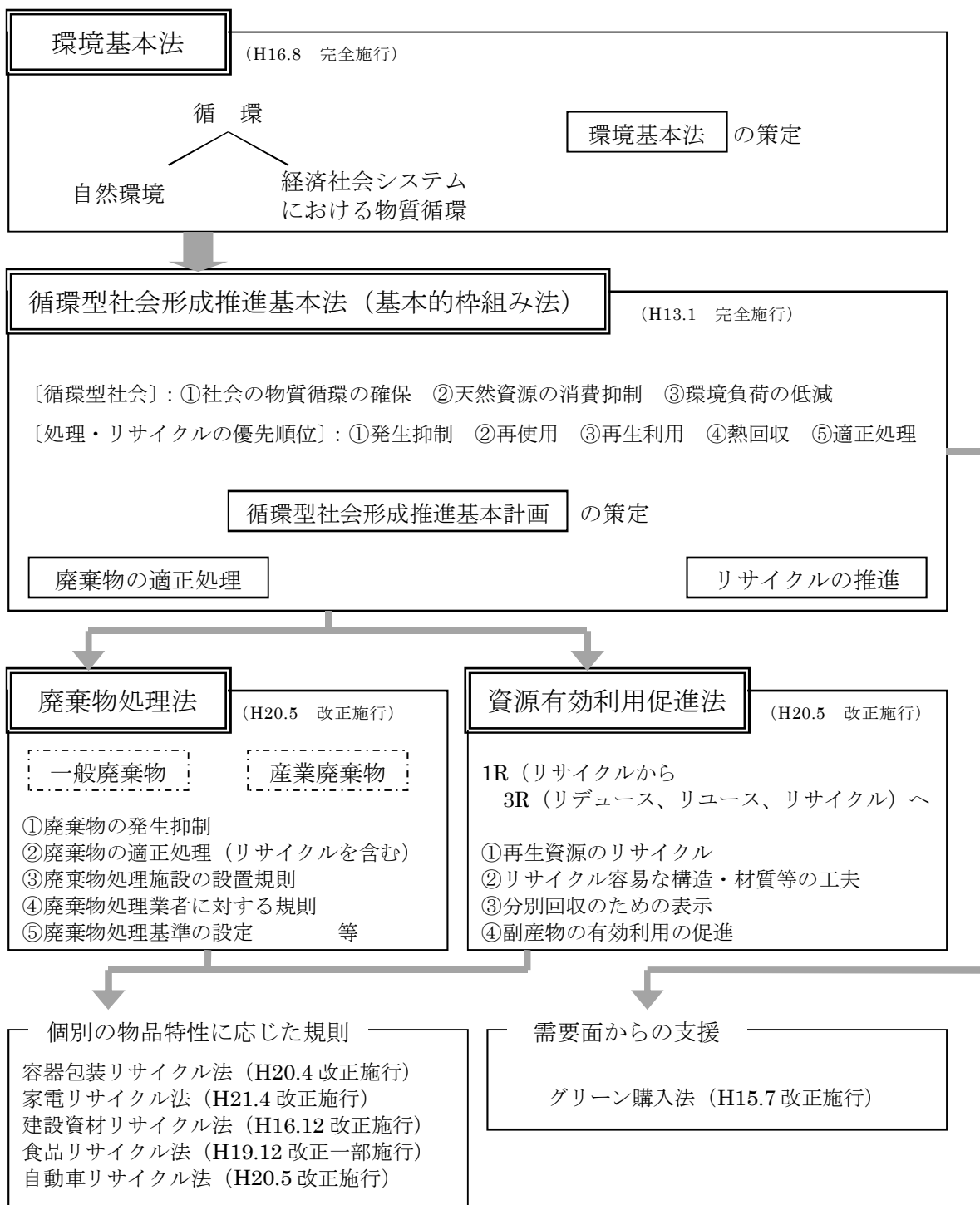


図 2.1.11 ごみ関連法の体系図

6.2 国が定める目標など

(1) 減量化目標等

表 2.1.18 国の減量化目標

区 分	第 2 次循環型社会 形成推進基本計画	第 3 次循環型社会 形成推進基本計画
基 準 年 度	平成 12 年度	平成 12 年度
目 標 年 度	平成 27 年度	平成 32 年度
一般廃棄物総排出量の 1 人 1 日当たりのごみ排出量	10% (*1)	25% (*1)
1 人 1 日当たりの 家庭ごみ排出量	20% (*2)	25% (*2)
1 日当たりに事業所から 排出するごみ量	20% (*3)	35% (*3)
再 生 利 用 量	—	—
最 終 処 分 量	おおむね半分に削減	おおむね 7 割減

(*1) 計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む排出量

(*2) 集団回収、資源回収されるものを除く

(*3) 事業所規模により、ごみ排出量の差が顕著であるため、事業所当たりではなく、総量について目標を設定する。

表 2.1.19 1 日当たり家庭系及び事業系から排出するごみ原単位（参考値）

区 分	実 績		目 標
	平成 12 年	平成 22 年度	平成 32 年度
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く)	約 660g	約 540g	約 500g
事業系ごみ排出量	1 事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」 について指標として設定する。		

*.「循環型社会形成推進基本計画」（平成 25 年 5 月）p30

【北海道の指標の目標値】

表 2.1.20 廃棄物の処理に関する目標値

区 分	目標値（平成 31 年度）	現 状 （平成 24 年度）
	現状との比較	
一般廃棄物の排出量	1,800 千 t 以下	2,013 千 t
	約 11%削減	
一般廃棄物の排出量		
一人一日当たりの排出量	940g/人・日以下	1,004g/人・日
	約 6.4%削減	
一人一日当たりの家庭から 排出するごみの量	590g/人・日 (450g/人・日)	622g/人・日 (478g/人・日)(*1)
	約 5.1%削減 (約 5.9%削減)	
産業廃棄物の排出量	3,700 万 t 以下	3,826 万 t
	約 3.3%削減	
一般廃棄物のリサイクル率	30%以上	23.6%
産業廃棄物の再生利用率 （同上の動物のふん尿除く）	57%以上 (36%以上)	55.9% (34.0%)
一般廃棄物の最終処分量	290 千 t 以下	402 千 t
	約 28%削減	
産業廃棄物の最終処分量	570 千 t 以下	721 千 t
	約 21%削減	
産業廃棄物の排出量	37,000 トン以下	38,752 トン
	約 4.5%削減	
廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	88%以上	86%

(*1)括弧内の数値は、国に合わせて資源ごみを除いて算出した値。

第7節 ごみ処理の課題

7.1 ごみ排出抑制の課題

7.1.1 ごみ排出量原単位

(1) ごみ排出量原単位の現状

本市におけるごみの1人1日当たりの排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ＋集団回収及び拠点回収）は、平成20年度まで全国・北海道の平均値を下回り、平成21年で同等、平成22年度以降では全国・北海道平均値を上回る排出量原単位で推移している。

また、総排出量原単位で北海道の排出量原単位がH26/H18比で約83%、全国では約85%なのに対して、本市ではH27/H18比で約103%と増加する状況となっており、家庭系排出量原単位の比では北海道が約88%、全国が約86%で本市は約97%である。

表 2.1.21 ごみ総排出量原単位（1人1日当たり）

（単位：g/人・日）

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
滝川市	1,032	1,025	1,005	1,016	1,053	1,028	1,061	1,071	1,036	1,065
北海道	1,193	1,134	1,072	1,037	1,020	1,006	1,004	1,013	990	—
全 国	1,115	1,089	1,033	994	976	976	964	958	947	—

＊．本市の排出量は、市民生活部くらし支援課資料による。

＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（総務省）によるもので、平成27年度値は現時点（H29.1末）で未公表となっている。

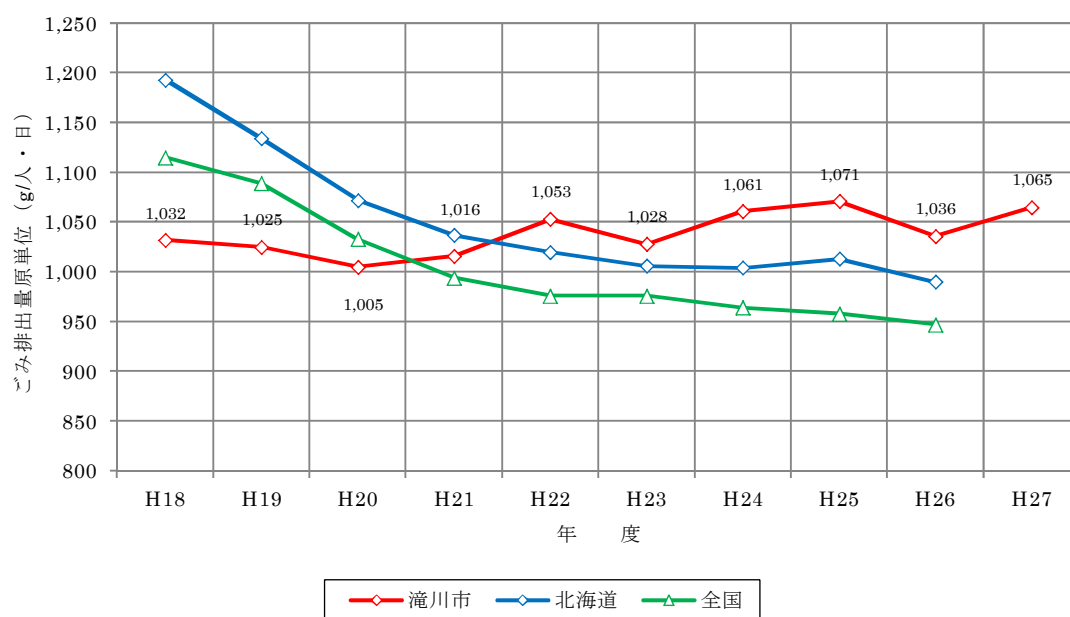


図 2.1.12 ごみ総排出量原単位の推移

表 2.1.22 家庭系ごみ排出量原単位（1人1日当たり）

（単位：g/人・日）

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
滝川市	743	730	710	711	741	730	739	747	713	717
北海道	782	763	731	714	698	696	696	706	685	—
全 国	777	768	733	709	697	697	685	678	668	—

＊．本市の排出量は、市民生活部くらし支援課資料による。

＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（総務省）によるもので、平成 27 年度値は現時点（H29.1 末）で未公表となっている。

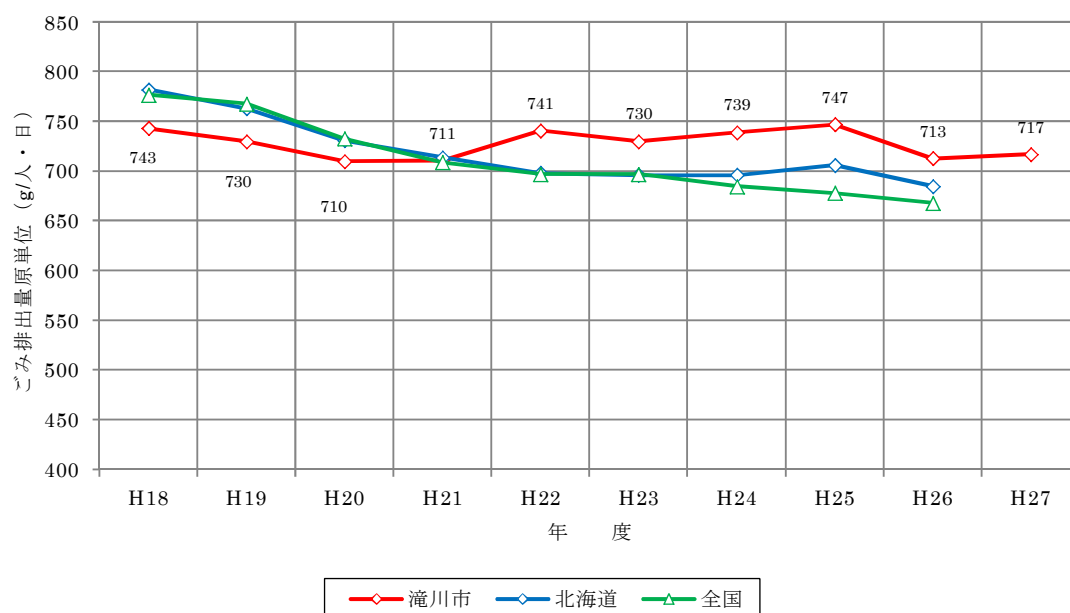


図 2.1.13 家庭系ごみ排出量原単位の推移

(2) ごみ排出量原単位の課題

ごみ排出量原単位は、上述したように平成 22 年度以降で北海道平均・全国平均を上回る結果となっている。また、ごみ総排出量原単位・家庭系ごみ排出量原単位は実績 10 年間の H27/H18 比で北海道・全国で約 90%を下回っているが、本市では同等量となっており、排出量原単位では減量化が進んでいない状況にある。

7.1.2 ごみ処理状況

(1) ごみ処理の現状

「ごみの総処理量」に対する「直接最終処分量」は、焼却処理・中間処理及び直接資源化の状況により表される数値である。全国状況では、最終処分場用地の取得・確保の状況によるものと思われるが、北海道に比べて「直接最終処分量」の比率が非常に低いことがわかる。

なお、本市では広域の焼却や、組合のリサイクル施設により最終処分量を減量化を図っている背景もあり、「直接埋立率」は北海道内の平均と比較すると小さくなっている。

表 2.1.23 直接埋立率

(単位：％)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
滝川市	1.7	2.0	2.0	2.7	1.6	2.1	2.0	2.0	2.0	1.5
北海道	16.2	13.3	12.7	11.9	11.8	11.1	10.4	10.7	9.8	—
全 国	2.5	2.5	1.8	1.6	1.5	1.4	1.3	1.4	1.3	—

＊．本市の排出量は、市民生活部くらし支援課資料による。

＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」(総務省)によるもので、平成 27 年度値は現時点 (H29.1 末) で未公表となっている。

＊．直接埋立率＝〔直接最終処分量÷ごみの総処理量〕×100

〈滝川市の直接埋立率算出値 (単位：t/年、％)〉

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
直接最終 処分量	244	290	279	383	242	304	295	294	280	215
ごみの 総排出量	14,666	14,438	14,063	14,270	14,755	14,385	14,744	14,756	14,118	14,457
直 接 埋立率	1.7	2.0	2.0	2.7	1.6	2.1	2.0	2.0	2.0	1.5

＊．平成 27 年度の直接最終処分量の実績は『553t/年』であるが、当年度に市内で発生した火災による廃棄物 (事業系直接搬入量として 338.27t) が含まれているため、現状を評価する本表では火災廃棄物量を除く『215t (553－338.27)』としている。

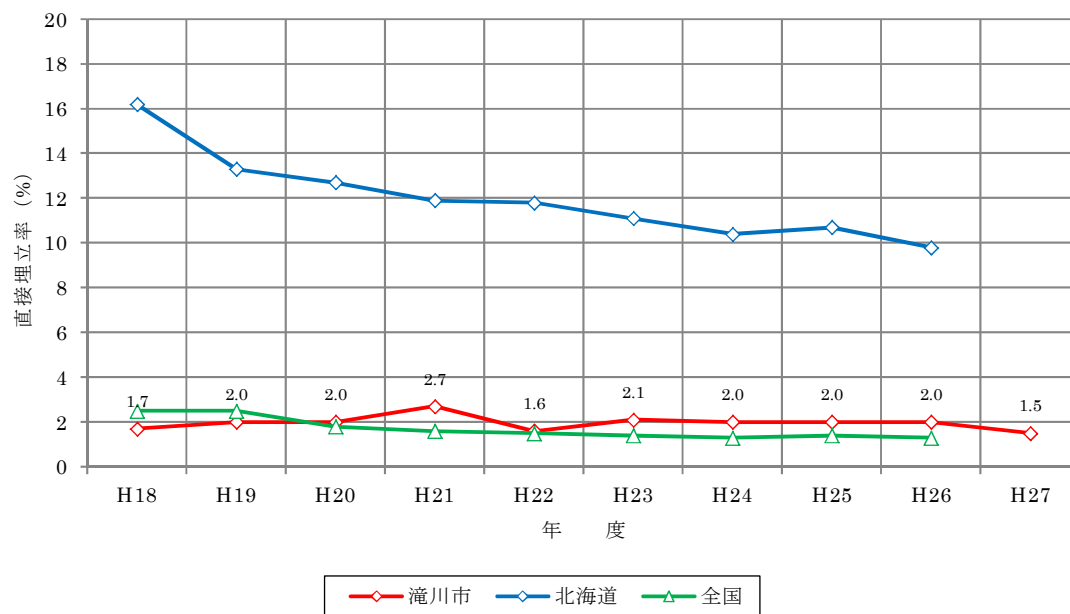


図 2.1.14 直接埋立率の推移

(2) ごみ処理の課題

直接埋立率が大きくなればなるほど、埋立処分場に係る負担は増すことになるが、本市では焼却炉及び資源リサイクルに係る施設が整備されており、直接最終処分量を減量化する施策を講じている。今後もこれらの中間処理施設を活用しながら処理・処分を継続するとともに、燃やせないごみなどの直接最終処分量の減量化に向けた施策の検討も課題となっている。

7.1.3 ごみのリサイクル率

(1) リサイクル率の現状

本市のリサイクル率は、北海道平均値・全国平均値を大きく上回る約38%前後のリサイクル率で横ばい推移している。また、北海道及び国が目標として定めるリサイクル率の目標も達成済である。

〔ごみのリサイクル率（指標の目標値）〕

国が定める基本方針 : 26%（平成29年度）（*1）

（*1）廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月31日 閣議決定）

北海道が定める基本方針 : 30%（平成31年度）

表 2.1.24 リサイクル率

（単位：％）

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
滝川市	39.1	38.9	38.0	37.9	37.9	38.1	38.1	37.3	38.1	37.7
北海道	18.2	18.8	19.4	20.4	20.8	23.8	23.6	24.0	24.6	—
全 国	19.6	20.3	20.3	20.5	20.8	20.6	20.5	20.6	20.6	—

*. 本市の排出量は、市民生活部くらし支援課資料によるものとし、集団回収量には拠点回収量を含めている。

*. 北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（総務省）によるもので、平成27年度値は現時点（H29.1末）で未公表となっている。

*. リサイクル率＝〔資源化量合計+集団回収量〕÷〔ごみ処理量+集団回収量〕

滝川市の資源化量合計

＝生ごみガス化＋生ごみ堆肥化＋不燃・粗大の資源化＋資源ごみ資源化

〈滝川市の資源化量算出値（単位：t/年）〉

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
ガス化	3,188	3,112	2,976	3,045	3,058	2,954	3,052	2,918	2,774	2,814
堆肥化	167	162	159	157	157	152	157	150	143	146
不燃資源	429	450	410	469	566	607	641	655	576	619
資 源	509	450	423	455	581	606	622	654	788	789
資源化計	4,293	4,174	3,968	4,126	4,362	4,319	4,472	4,377	4,281	4,368

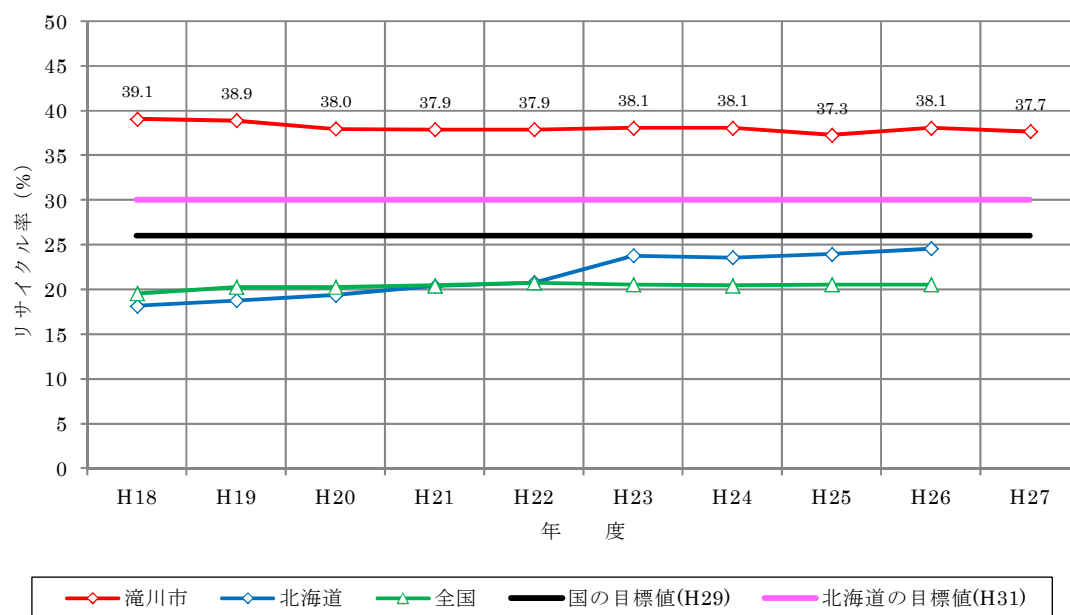


図 2.1.15 リサイクル率の推移

(2) リサイクル率の課題

上記の実績整理結果から、本市のリサイクル率は北海道・国の目標値を達成済みであり、今後もこのリサイクル率を維持していくことが肝要である。

7.1.4 資源化量

(1) 資源化量の現状

本市の資源化量は、平成 23 年度以降で約 6,100t/年前後の横ばいで推移しており、北海道の推移と同様の傾向を示している。この資源化量の推移では、H27/H18 の人口比約 92.5% (41,630/45,205) に対して、資源化量で約 91.5% (6,094/6,663) を近似する減少率であり、人口 1 人あたりに換算した資源化量は 10 年間実績で、ほぼ変動がないことが分かる。

表 2.1.25 資源化量

(単位 滝川市：t/年、北海道・国：千 t/年)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
滝川市	6,663	6,534	6,200	6,184	6,355	6,183	6,317	6,171	6,047	6,094
北海道	447	438	422	445	468	482	473	485	476	—
全 国	10,204	10,305	9,776	9,502	9,446	9,375	9,263	9,269	9,129	—

- *. 本市の資源化量は、市民生活部くらし支援課資料によるものとし、集団回収量には拠点回収量を含めている。
- *. 北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」(総務省)によるもので、平成 27 年度値は現時点 (H29.1 末) で未公表となっている。
- *. 資源化量=直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量

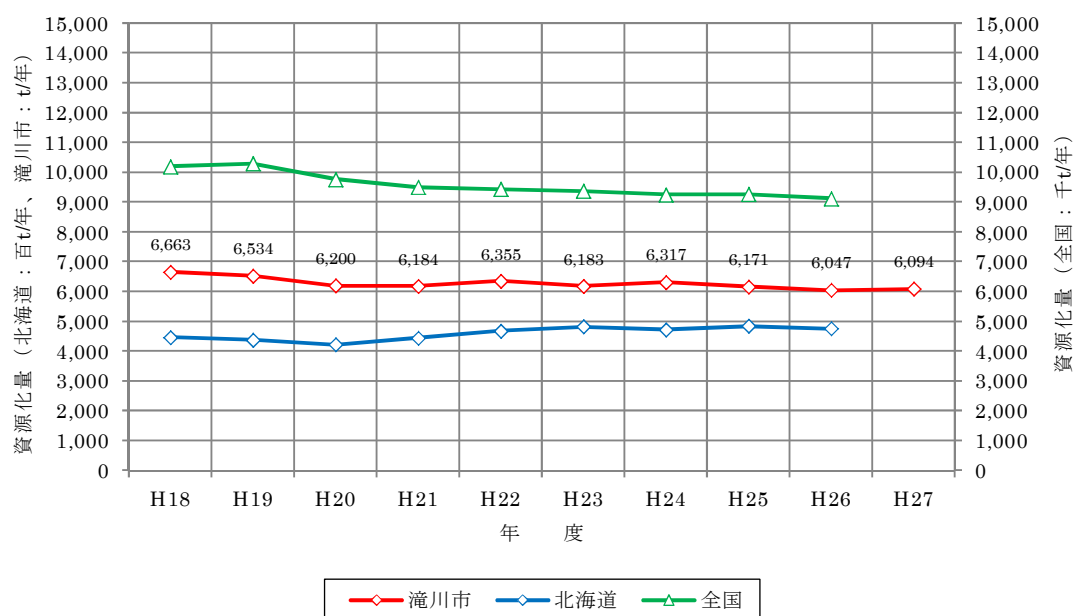


図 2.1.16 資源化量の推移

(2) 資源化量の課題

本市の資源化量における推移は、全国・北海道と同様の推移状況を示しており、リサイクルに係る住民意識の浸透や、ごみ処理の施策により一定の成果を達成している状況である。

今後は、現状を維持するとともに、更なるリサイクル意識の向上が必要となっている。

7.1.5 最終処分量

(1) 最終処分量（1人1日当たり）の現状

本市におけるごみ排出量に対する1人1日当たりの最終処分量は、北海道平均値を大きく下回り、平成24年度以降では全国平均値とほぼ同量で推移している。

なお、本市の値では平成23年度以降微増傾向を示し、90～100g/人・日で推移している。

表 2.1.26 最終処分量（1人1日当たり）

（単位：g/人・日）

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
滝川市	81	78	84	85	84	93	98	100	91	94
北海道	324	274	251	232	216	211	200	206	181	—
全 国	146	136	119	109	104	104	99	97	92	—

＊．本市の資源化量は、市民生活部くらし支援課資料によるものとする。

＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（総務省）によるもので、平成27年度値は現時点（H29.1 末）で未公表となっている。

＊．最終処分量（1人1日当たり）＝最終処分量÷収集人口÷365(366)×1000000

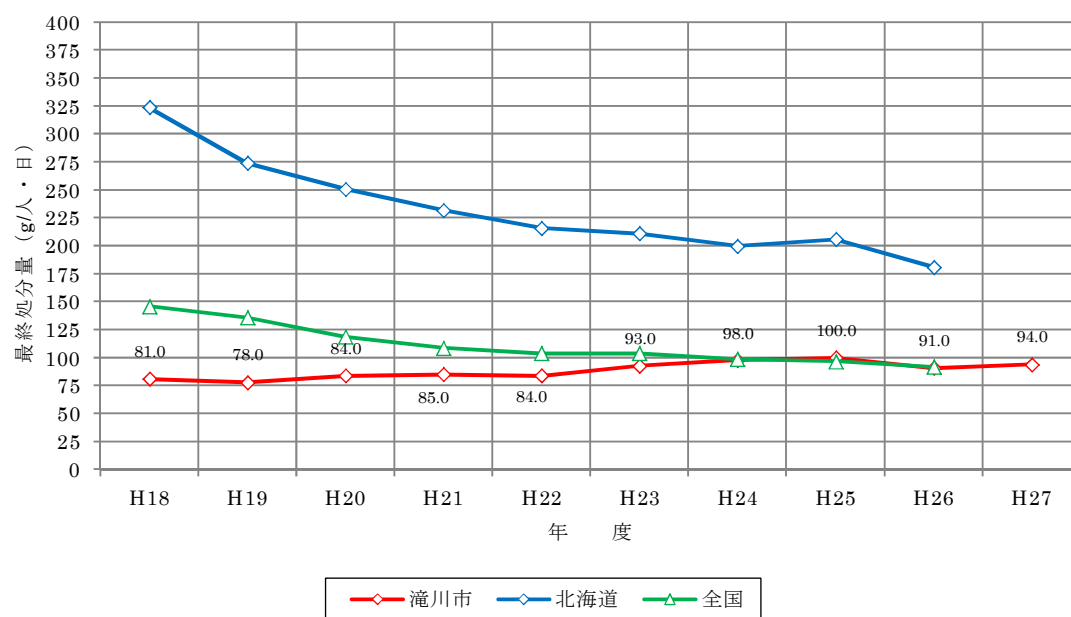


図 2.1.17 最終処分量（1人1日当たり）の推移

(2) 最終処分量（1人1日当たり）の課題

本市では北海道平均を大きく下回っているものの、近年では微増傾向を示していることから、ごみの排出者に対して3R（Reduce：減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再資源化する）の一層の推進を、周知・徹底していくための施策の検討も必要となっている。

7.2 収集・運搬

(1) 収集・運搬の現状

本市では、平成 16 年 4 月より家庭系から排出されるごみについて、「指定ごみ袋」若しくは「粗大ごみ処理券」による収集を行っており、ごみの減量化に効果を発揮している。

(2) 収集・運搬の課題

- ① 少子化・高齢化がまちづくりの課題となっており、様々な場面での子育て支援、介護支援が求められている。特に乳幼児を持つ家庭や在宅介護世帯では、その生活に関わるごみの排出も課題となっている。
- ② 事業所は減少しているものの、事業系ごみは増える傾向にある。このため事業所に対しても、ごみの削減に向けた指導を進める必要がある。
- ③ プラスチック製容器包装については、現在の収集・処理システムや環境への負荷、新たな処理技術の動向を見据える必要がある。
- ④ 資源回収については、町内会・団体等による集団資源回収、拠点回収を行っているところであるが、今後は更なる資源回収率の向上を目指す必要がある。
- ⑤ 不法投棄については、市民及び事業者に対して啓発を行うとともに、市民や各種団体の協力を得ながら不法投棄パトロールを実施するなど、監視体制を強化する必要がある。
- ⑥ 生ごみ処理については、中空知衛生施設組合リサイクリンで高速メタン発酵処理を行い資源化に取り組んでいるが、収集・運搬の効率化を推進する上では、家庭内で通年処理出来るディスポーザーの導入による生ごみの下水道投入を推進していくことについて、検討する必要がある。
- ⑦ 分別収集の多様化により、収集効率の低下や経費の増大も予想されるため、収集体制の見直しについても検討する必要がある。

7.3 中間処理

7.3.1 リサイクルリーン（中空知衛生施設組合）

（1）リサイクルリーンの現状

本市から排出されるごみは、中空知衛生施設組合が運営するリサイクルリーン（粗大・燃やせないごみの破砕・減容・資源ごみの分別・圧縮などを行う資源リサイクルプラザと、生ごみのメタン発酵処理施設、燃やせるごみの運搬中継施設）で処理を行っており、現在はごみの搬入量も大きな変化は無く、安定した稼働状況にある。

（2）リサイクルリーンの課題

現状で示したとおり、本施設は本市のごみ処理システムの中で重要な役割を持っており、資源物のリサイクルや最終処分量の減量化に寄与している。

よって、現状ではリサイクルリーンにおいて課題となるものはない。

7.3.2 エネクリーン（中・北空知廃棄物処理広域連合）

（1）エネクリーンの現状

本市を含む中空知衛生施設組合から排出（芦別市を除く）される燃やせるごみは、中継施設であるリサイクルリーンに集積され歌志内市に整備された『中・北空知エネクリーン』で焼却・減容化されている。

この施設は、平成 25 年 4 月に供用開始しており現時点（H29.1 末）で 4 年目の施設であり、平成 27 年度実績の「組合別歴日当たり搬入量（*1）」は下表・図に示すとおり、施設計画の能力に近似しており、施設運転で課題のないことが報告されている。

（*1）「平成 27 年度 広域連合の概要」（中・北空知廃棄物処理広域連合）

平成 28 年 5 月 25 日初版発行

（2）エネクリーンの課題

当施設は供用開始から 3 年の処理運転期間で、焼却されているごみ量も施設計画に近似する状況である。

よって、現状ではエネクリーンにおいて課題となるものはない。

7.4 最終処分場

(1) 最終処分場の現状

本市では、平成 15 年度より広域化による共同処理を行っているため、最終処理施設は当初計画より延命化されている状況にある。

今後についても、引き続き中空知衛生施設組合などからの資源不適合物及び不燃物（直接搬入不燃物）の受け入れを行い埋立処分する計画である。

【最終処理場の概要】

計画埋立面積 : $A=35,100\text{m}^2$

計画埋立容量 : $V=163,600\text{m}^3$

当初計画埋立期間 : $N=\text{平成 6 年 12 月} \sim \text{平成 16 年 3 月}$ （約 10 年間）

なお、『平成 25 年度 一般廃棄物処分場残余容量調査（平成 25 年 8 月）』より、本処分場におけるごみの埋立は、平成 32 年 8 月末まで可能と算定されている。

(2) 最終処分場の課題

現有処分場が平成 32 年で埋立完了となる見込みであり、既存埋立地の延命化対策や新造成地の最終処分場整備が急務となっている。

表 2.1.28 埋立可能期間の算定

年度	埋立量					即日 覆土量 ⑥ （＊） m ³	埋立量 計 ⑦＝ ⑤＋⑥ m ³	残余容量 （各年度末） m ³
	ごみ量		汚泥量		計 ⑤＝ ②＋④ m ³			
	① t	②＝ ①÷1.24 m ³	③ t	④＝ ③÷1.10 m ³				
現状	（最終覆土量分を除く）							9,790
H25	1,165	940	230	209	1,149	145	1,294	8,496
H26	1,404	1,132	277	252	1,384	174	1,558	6,938
H27	1,404	1,132	0	0	1,132	146	1,278	5,660
H28	1,404	1,132	0	0	1,132	146	1,278	4,382
H29	1,404	1,132	0	0	1,132	146	1,278	3,104
H30	1,404	1,132	0	0	1,132	146	1,278	1,826
H31	1,404	1,132	0	0	1,132	146	1,278	548
H32	1,404	1,132	0	0	1,132	146	1,278	▲730

*. 『平成 25 年度 一般廃棄物最終処分場残余容量調査委託業務 報告書』より

7.5 ごみ処理経費

ごみ処理経費は、ごみ処理手数料と密接に関係しており、処理に係る経費の分析・評価と効率的なごみ処理が求められている。

これまで、ごみ処理経費は各自治体が様々な方法で計算していたが、平成 19 年 6 月に環境省より、コスト計算の標準的手法として「一般廃棄物会計基準」が示されている。

(1) ごみ処理経費の現状

本市におけるごみ処理原価の現状は、前述する「3.7 ごみ処理経費」で整理されているとおりで、次に示す状況となっている

- ① 1t 当たりの処理原価は、ごみ処理量の減少と整合せず経年的に増減し、平成 25 年度のエネクリーン供用後は、それ以前に比べて安価となっている。
- ② また、1 人当たりの処理原価も 1t 当たりの処理原価と同じ傾向でる。

(2) ごみ処理経費の課題

今後は、既存ごみ処理施設に係る施設修繕費の増加や資源リサイクルの推進によるごみの減量化に伴い、環境への負荷低減に配慮した安全・安心で、適正なごみ処理に取り組むための経費の増加も考えられる。

本市としても、市民や事業者と一体となって効果的なごみの排出抑制や、リサイクルに取り組むとともに民間の処理業者を活用するなど、今まで以上に効率的な処理を行うことで、経費の削減に努めることが課題となっている。

7.6 小動物の処理

(1) 小動物処理の現状

本市内で発生する処理を要する小動物については、30kg 以下の場合に中空知衛生施設組合「リサイクリーン」で一般廃棄物とは別に、小動物の遺体を受入れして（有料 120 円/kg）複数の動物と合同で、赤平市にある「動物用小型焼却施設」で火葬している。なお、火葬後に個別で骨壺に納めて持ち帰ることが出来ないため、個別に火葬・供養を希望する方については、近隣の「ペット霊園」等に火葬等を依頼することとしている。

また、30kg を超える小動物の処理における現状は、本市近郊の民間業者に委託・処分している。

(2) 小動物処理の課題

小動物の処分は、中空知衛生施設組合が平成 16 年度に『旧赤平市火葬場（昭和 48 年 5 月完成）』を購入し、施設整備により 2 炉を焼却炉として使用して今日に至っている。処分状況は、実績推移から近年増加する傾向となっているが、焼却施設には冷凍庫（1 基：容量 9.72m³）もあり、現在のところ処理困難な状況とはなっていないことから、今後もこの施設を活用して小動物の処理を行っていく計画である。

7.7 その他廃棄物（産業廃棄物）の処理・処分

本市では、『その他廃棄物』として、次の廃棄物を受け入れ処理できることとしている。

(1) その他廃棄物（産業廃棄物）処理の現状と課題

本市の近隣自治体には、産業廃棄物最終処分場を有する施設もあり、市内で発生した産業廃棄物は可能な限り地域内処理が行われている。また、産業廃棄物の一部は循環利用もなされている。

今後も、産業廃棄物処理を管轄する北海道や近隣自治体及び産業廃棄物処理業者などと連携し、廃棄物の排出抑制や循環的利用、適正利用の推進に継続して取り組む必要がある。

そして、市の処理施設で受入処理する廃棄物については、条例・規則等に基づいて必要に応じて、今後も継続して受入処理を可能としていくこととする。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

1.1 ごみ処理の基本理念

国の「環境基本法」及び「循環基本法」の理念である『発生抑制（リデュース：Reduce）』、『再使用（リユース：Reuse）』、『再生利用（リサイクル：Recycle）』の3Rに取り組んでいるが、今後は「不要なものは買わない・断る（リフューズ：Refuse）」という積極的な考え方を含め、資源を有効に活用した環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものとする。

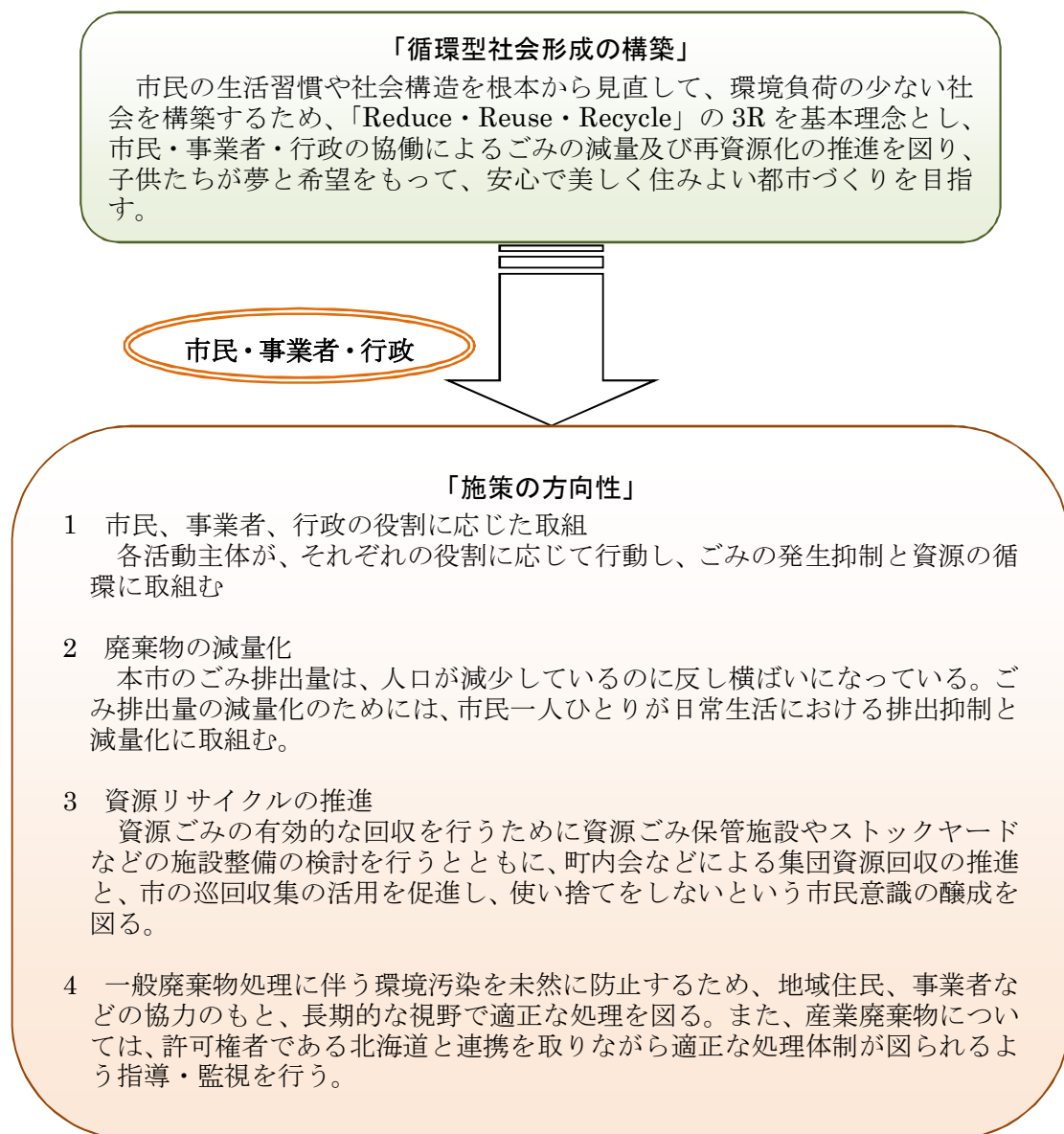


図 2.2.1 基本計画の概念図

第2節 基本方針

2.1 ごみ処理の基本方針

循環型社会形成の推進に向け、市民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割と責任において、ごみの減量化や資源化並びに適正な廃棄物処理に取組、3R を推進すべく基本方針に沿った施策を行う。

① ごみ処理の推進

ごみになるような不要なものは、買わない・売らない・作らないがごみの発生を抑制するものであり、生産段階からごみを出さないようにすると共に、不要になったごみについては、再資源化に向けて市民・事業者・行政の協働のもと発生抑制の推進に努める。

② ごみ排出の抑制

発生したごみについては、市民や事業者が責任をもって減量化に努め、「リユース」・「リサイクル」に取り組む。

③ 資源化の推進

可能な限り分別し、巡回収集、拠点回収及び集団回収のほか、店頭回収・法定リサイクル（家電リサイクル法）資源物の分別収集などの再資源化を図る。

④ 環境負荷の軽減

ごみとして排出されたものについては、温室効果ガスの削減に配慮するなど、環境への負荷を軽減する安全かつ適正な処理・処分を行うためのシステム構築に努める。

⑤ 広域的共同処理

中空知衛生施設組合の運営のもと広域処理を効率的に行うため、本市のごみ処理における分別の徹底指導の強化に向けて、市民・事業者・行政が一体となって取組む。

⑥ 効率的なごみ処理

安定した収集・運搬を維持し、快適で安全な生活環境を保全すると共に、効率的な収集・運搬・処理に向けて、ごみを排出するためのルールづくりの見直しと指導の徹底を行う。

⑦ 最終処分

ごみの排出抑制と資源化を推進し、最終処分量を削減する。また、衛生的で安定した最終処分場施設を維持していくために、徹底した分別と減容化対策に努め、既存施設の延命化に取り組む。

第3節 ごみの発生量及び処理量の見込み

3.1 ごみ処理計画の目標

- 計画期間 ; 平成29年度～平成43年度（15年間）
- 中間目標年度 ; 平成33年度、平成38年度（5年毎の見直し）

3.2 人口の将来予測

ごみ処理計画の人口は、以下に示す推計方法の決定方針に基づき、平成43年度人口を『32,940人』と推計する。

表 2.2.1 一般廃棄物処理基本計画における人口

（単位：人）

年 度	計画人口	備 考
平成27年度	41,630	現状（9月30日）
33	38,130	中間目標
38	35,590	中間目標
43	32,940	目標年度
47	30,820	埋立地埋立完了 (H32埋立開始)

＊．平成27年度現状人口は、「北海道総合政策部地域行政局市町村課調」の9月30日現在の人口を示す。

＊．平成33・38・43・47年度の推計人口は、社人研公表人口（平成22年度国勢調査に基づく推計値）を比例按分して10人単位で整理した人口とする。

3.3 ごみ発生量の将来予測

一般廃棄物のごみ排出量の予測は、家庭から排出される家庭系ごみと事業所などから排出される事業系ごみに分けて行う。

3.3.1 家庭系一般廃棄物の将来予測

家庭系一般廃棄物は、年間収集量を収集人口で除した 1 人 1 日当たりの排出量（原単位）について、統計的手法を用いて推計する。

今後の減量化目標として『ごみの排出抑制』・『資源化の推進』などの施策を講じることにより、家庭系排出量原単位は減少するものと計画する。

表 2.2.2 家庭系ごみ量原単位の予測値

（単位：g/人・日）

区 分	原単位の予測値					備 考
	収集	直接搬入	資源回収		合 計	
			集団	拠点		
平成 27 年度	(555)	(49)	(110)	(3)	717	実 績
28	552	48	110	3	713	現況年度
33	543	47	108	3	701	中間目標
38	534	46	106	3	689	中間目標
43	524	46	104	3	677	最終目標
H43/H28 (原単位比)	95.0%					合計の比
平成 47 年度	524	46	104	3	677	埋立地埋立完了 (H32 埋立開始)

3.3.2 事業系一般廃棄物の将来予測

事業系一般廃棄物は、ごみの収集人口と相関しない場合があるため、年量を原単位として扱い統計的手法を用いて推計する。

推計の結果としては、実績 10 年間の微増傾向が反映されて、事業系一般廃棄物排出量が増加する推計結果となるが、平成 24～26 年度で安定した排出量となっていることから、現状実績値を採用する。また、今後の減量化目標として家庭系と同様に施策の効果が発現し、事業系一般廃棄物排出量は減少するものと計画する。

表 2.2.3 事業系一般廃棄物量の予測値

(単位：t/年)

区 分	排出量の予測値	備 考
平成 27 年度	5,283	実績
28	5,000	現況年度
33	4,917	中間目標
38	4,833	中間目標
43	4,750	最終目標
H43/H28	95.0%	排出量の比
平成 47 年度	4,750	埋立完了目標

3.3.3 ごみ処理量の見通し

将来目標値に基づき、次ページ以降にごみ処理量の見通しを整理する。

表2.2.4　ごみ処理量の見通し

区 分			計画割合	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	
(1)	行政区域内人口			人	41	630	40,430	39,980	39,530	39,080	38,630	38,130	37,680	37,120	36,620	36,120	35,590	35,060	34,530	34,000	33,470	32,940	32,410	31,880	31,350
(2)	自家処理人口			人		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3)	計画収集人口			人	41	630	40,430	39,980	39,530	39,080	38,630	38,130	37,680	37,120	36,620	36,120	35,590	35,060	34,530	34,000	33,470	32,940	32,410	31,880	31,350
原単位	(6) 家庭系ごみ排出量原単位	(4) 家庭系収集ごみ排出量原単位	92%	g/人・日		555	552	550	548	546	545	543	541	539	537	535	534	532	530	528	526	524	524	524	
		(5) 家庭系直接搬入ごみ排出量原単位	8%			49	48	48	48	48	47	47	47	47	46	46	46	46	46	46	46	46	46		
						604	600	598	596	594	592	590	588	586	584	582	580	578	576	574	572	570	570	570	
		(7) 集団回収量原単位	97.3%			110	110	110	109	109	108	108	108	107	107	107	106	106	105	105	105	104	104	104	104
	(8) 拠点回収量原単位	2.7%		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
(9) 資源回収量原単位					113	113	113	112	112	111	111	111	110	110	110	109	109	108	108	108	107	107	107	107	
家庭系	収 集	(10) 生ごみ	(15) × 22.1%	t/年		1,850	1,805	1,774	1,747	1,721	1,703	1,670	1,642	1,614	1,591	1,559	1,533	1,504	1,480	1,448	1,420	1,392	1,374	1,348	
		(11) 燃やせるごみ	(15) × 59.0%			4,985	4,819	4,735	4,665	4,595	4,546	4,459	4,384	4,309	4,246	4,161	4,093	4,017	3,952	3,866	3,791	3,717	3,667	3,597	
		(12) 燃やせないごみ	(15) × 5.8%			491	474	466	459	452	447	438	431	423	417	409	402	395	389	380	373	365	361	354	
		(13) 粗大ごみ	(15) × 5.6%			461	457	449	443	436	432	423	416	409	403	395	389	381	375	367	360	353	348	341	
		(14) 資源ごみ	(15) × 7.5%			644	613	602	593	584	578	567	557	548	540	529	520	511	502	491	482	473	466	457	
	(15) 収集ごみ 計		—	t/年		8,431	8,168	8,026	7,907	7,788	7,706	7,557	7,430	7,303	7,197	7,053	6,937	6,808	6,698	6,552	6,426	6,300	6,216		
	直接搬入	(16) 生ごみ	(21) × 0.2%	t/年		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		(17) 燃やせるごみ	(21) × 31.1%			234	221	218	216	213	207	204	201	198	196	193	186	183	181	178	175	172	170	166	
		(18) 燃やせないごみ	(21) × 7.5%			53	53	52	52	52	50	49	49	48	47	46	45	44	43	43	42	41	41	40	
		(19) 粗大ごみ	(21) × 56.4%			416	401	395	391	386	375	369	364	359	356	350	337	332	328	322	317	312	308	302	
		(20) 資源ごみ	(21) × 4.8%			39	34	34	33	33	32	31	31	31	30	30	29	29	28	27	27	27	26	26	
	(21) 直接搬入ごみ 計		—	t/年		743	710	700	693	685	665	654	646	637	630	620	598	589	581	571	562	553	546		
	計	(22) 生ごみ	(10) + (16)	t/年		1,851	1,806	1,775	1,748	1,722	1,704	1,671	1,643	1,615	1,592	1,560	1,534	1,505	1,481	1,449	1,421	1,393	1,375	1,349	
		(23) 燃やせるごみ	(11) + (17)			5,219	5,040	4,953	4,881	4,808	4,753	4,663	4,585	4,507	4,442	4,354	4,279	4,200	4,133	4,044	3,966	3,889	3,837	3,763	
		(24) 燃やせないごみ	(12) + (18)			544	527	518	511	504	497	487	480	471	464	455	447	439	432	423	415	406	402	394	
		(25) 粗大ごみ	(13) + (19)			877	858	844	834	822	807	792	780	768	759	745	726	713	703	689	677	665	656	643	
		(26) 資源ごみ	(14) + (20)			683	647	636	626	617	610	598	588	579	570	559	549	540	530	518	509	500	492	483	
	(27) 家庭系ごみ 総量		—	t/年		9,174	8,878	8,726	8,600	8,473	8,371	8,211	8,076	7,940	7,827	7,673	7,535	7,397	7,279	7,123	6,988	6,853	6,762		
	事業系	許可搬入	(28) 生ごみ	(33) × 38.6%	t/年		1,702	1,698	1,693	1,687	1,681	1,676	1,670	1,665	1,659	1,653	1,647	1,642	1,636	1,630	1,625	1,619	1,613	1,613	1,613
			(29) 燃やせるごみ	(33) × 54.3%			2,488	2,389	2,381	2,374	2,365	2,358	2,350	2,341	2,333	2,326	2,318	2,309	2,301	2,294	2,285	2,278	2,270	2,270	2,270
(30) 燃やせないごみ			(33) × 2.7%			117	119	118	118	118	117	117	116	116	116	115	115	115	114	114	113	113	113	113	
(31) 粗大ごみ			(33) × 4.4%			167	194	193	192	192	191	190	190	189	188	188	187	186	186	185	185	184	184	184	
(32) 資源ごみ			—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(33) 許可搬入ごみ 計		100%	t/年		4,474	4,400	4,385	4,371	4,356	4,342	4,327	4,312	4,297	4,283	4,268	4,253	4,238	4,224	4,209	4,195	4,180	4,180			
直接搬入		(34) 生ごみ	(39) × 21.5%	t/年		90	129	128	128	127	127	127	126	126	125	125	124	124	124	123	123	122	122	122	
		(35) 燃やせるごみ	(39) × 27.9%			148	167	167	166	166	165	164	164	163	163	162	162	161	161	160	160	159	159	159	
		(36) 燃やせないごみ	(39) × 0.8%			2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
		(37) 粗大ごみ	(39) × 20.7%			430	124	124	123	123	123	122	122	122	121	121	121	120	120	119	119	118	118	118	
	(38) 資源ごみ	(39) × 29.1%			139	175	174	174	173	172	172	171	171	170	169	169	168	167	167	166	166	166	166		
(39) 直接搬入ごみ 計		100%	t/年		809	600	598	596	594	592	590	588	586	584	582	580	578	576	574	572	570	570	570		
計	(40) 生ごみ	(28) + (34)	t/年		1,792	1,827	1,821	1,815	1,808	1,803	1,797	1,791	1,785	1,778	1,772	1,766	1,760	1,754	1,748	1,742	1,735	1,735	1,735		
	(41) 燃やせるごみ	(29) + (35)			2,636	2,556	2,548	2,540	2,531	2,523	2,514	2,505	2,496	2,489	2,480	2,471	2,462	2,455	2,445	2,438	2,429	2,429	2,429		
	(42) 燃やせないごみ	(30) + (36)			119	124	123	123	123	122	122	121	121	121	120	120	120	119	119	118	118	118	118		
	(43) 粗大ごみ	(31) + (37)			597	318	317	315	315	314	312	312	310	309	309	307	306	305	304	303	302	302	302		
	(44) 資源ごみ	(32) + (38)			139	175	174	174	173	172	172	171	171	170	169	169	168	167	167	166	166	166	166		
(45) 事業系ごみ 総量		—	t/年		5,283	5,000	4,983	4,967	4,950	4,934	4,917	4,900	4,883	4,867	4,850	4,833	4,816	4,800	4,783	4,767	4,750	4,750			
資源回収	(46) 集団回収量		(3) × (7) × 年日数	t/年		1,680	1,628	1,605	1,573	1,555	1,527	1,503	1,484	1,450	1,434	1,411	1,377	1,357	1,327	1,303	1,283	1,250	1,234	1,210	
	(47) 拠点回収量		(3) × (8) × 年日数		<																				

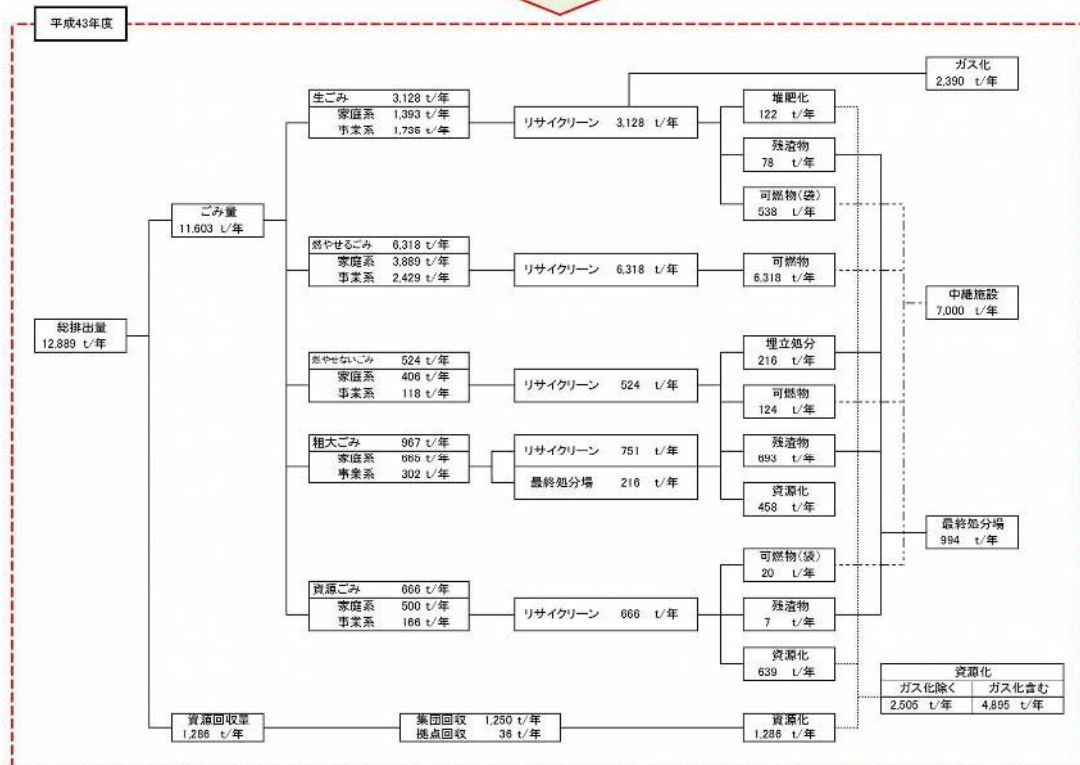
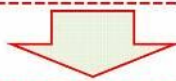
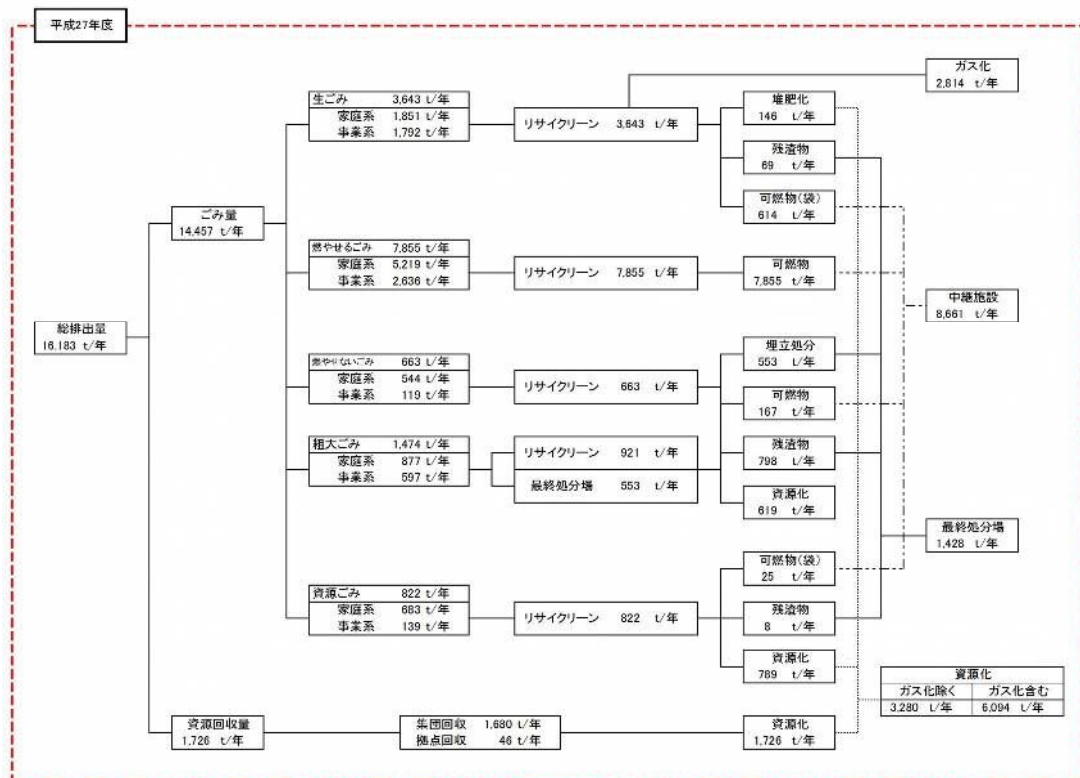


図 2.2.2 マスバランス図

3.4 一般廃棄物の減量化目標

(1) 一般廃棄物の総量

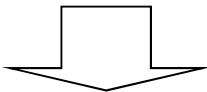
平成 27 年度のごみ総排出量は 16,183t/年 (41,630 人) で、1 人 1 日当たりのごみ総排出量は 1,065g/人・日 (計画収集量+直接搬入量+資源回収量) となっている。

国及び北海道の目標率と本市を比較すると、国が循環型社会形成推進基本法に基づき策定した「第 3 次循環型社会形成推進基本計画 (平成 25 年 5 月 31 日閣議決定)」における基準年度である『平成 12 年度』の 1 人 1 日当たりのごみ排出量から、平成 27 年度実績で約 29% ($1 - (1,065 \div 1,492)$) の削減率となっており、第 3 次計画の平成 32 年度目標である『25%』を達成している。

【総排出量の 1 人 1 日当たりのごみ排出量】

【現在の目標達成状況】

(国) 計画削減目標	平成 32 年度	25%	→	21%未達成 (平成 26 年度)
(滝川市)			→	29%達成 (平成 27 年度)
(道) 指標の目標値	平成 31 年度	940 g 以下	→	990 g 未達成 (平成 26 年度)
(滝川市)			→	1,065 g 未達成 (平成 27 年度)



【滝川市の計画値】

計画削減目標	平成 32 年度	29% (平成 12 年度実績から) (達成)
計画目標値	平成 31 年度	1,053 g/人・日に設定 (未達成)
(計画目標年度)		
計画削減目標	平成 43 年度	28% (平成 12 年度実績から) (達成)
計画目標値	平成 43 年度	1,073 g/人・日に設定 (未達成)

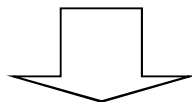
(2) 家庭系一般廃棄物

平成 27 年度の家庭系ごみ排出量は、資源回収量を除いて 8,491t/年で 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 559g/人・日となっている。この排出量は、国が削減目標とする平成 12 年度比の削減率 25%（平成 32 年度）を超える 34%となっている。

【家庭系ごみ排出量の 1 人 1 日当たりのごみ排出量】

【現在の目標達成状況】

(国) 計画削減目標	平成 32 年度	25%	
(資源回収されるものを除く)		→	30%達成 (平成 26 年度)
(滝川市)		→	34%達成 (平成 27 年度)



【滝川市の計画値】

計画削減目標	平成 32 年度	約 35% (平成 12 年度実績から) (達成)
計画目標値	平成 32 年度	549 g/人・日に設定
(計画目標年度)		
計画削減目標	平成 43 年度	約 38% (平成 12 年度実績から) (達成)
計画目標値	平成 43 年度	528 g/人・日に設定

(3) 事業系一般廃棄物

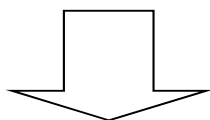
平成 27 年度の事業系ごみ排出量は 5,283t/年で、この時の行政区域内人口 1 人 1 日当たりの排出量は 348g/人・日となっている。また、事業所から排出される 1 日当たりの排出量は 7.4kg/日（H24＝1,946 事業所とする：企業統計調査）となっている。

これに対して、国の減量化目標は基準年度（H12）に対して平成 32 年度で 25%としており、本市では平成 27 年度で 37%の減量を達成している。

【事業系のごみ排出量（総量による評価）】

【現在の目標達成状況】

(国) 計画削減目標	平成 32 年度	25%	→	41%達成 (平成 26 年度)
(滝川市)				37%達成 (平成 27 年度)



【滝川市の計画値】

計画削減目標	平成 32 年度	約 41% (平成 12 年度実績から)
(計画目標年度)		
計画削減目標	平成 43 年度	約 43% (平成 12 年度実績から)

(4) 最終処分量

最終処分量については、国の減量化目標は平成 24 年度に対して平成 32 年度の最終処分量で約 14%削減（*1）としている。また、北海道の指標の目標値は、現状（平成 24 年度）に対して平成 31 年度の最終処分量を約 28%削減するものとしている。

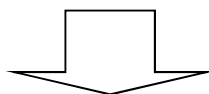
これらの目標値に対して滝川市の最終処分量は、平成 27 年度の最終処分量は 1,428t で、平成 24 年度の最終処分量 1,531t/年に対して約 7%を減量している。

（*1）「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（環境省告示第 7 号 平成 28 年 1 月 21 日）

【一般廃棄物の最終処分量】

【現在の目標達成状況】

（国）計画削減目標	平成 32 年度	約 14%	→	7.4%未達成（平成 26 年度）
（道）計画目標値	平成 31 年度	約 11%	→	10.8%達成（平成 26 年度）
（滝川市）			→	4.1%未達成（平成 27 年度）



【滝川市の計画値】

計画削減目標	平成 32 年度	16.5%（平成 24 年度実績から）	（達成）
計画目標値	平成 31 年度	16.1%（平成 24 年度実績から）	（達成）
（計画目標年度）			
計画削減目標	平成 43 年度	23.2%（平成 24 年度実績から）	（達成）
計画目標値	同 上		

(5) 一般廃棄物のリサイクル率

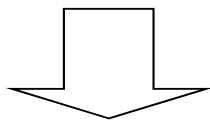
一般廃棄物のリサイクル率は、国で基本方針として平成 29 年度に 26%以上と設定しており、北海道の指標の目標値は、平成 31 年度のリサイクル率を 30%以上にするものとしている。

北海道の目標値に対する本市のリサイクル率の状況は、平成 27 年度で 38%となり、国の基本方針・北海道の目標値を達成している。

【一般廃棄物のリサイクル率】

【現在の目標達成状況（p2-94 参照）】

(国) 基本方針	平成 29 年度	26%以上	→	21%未達成 (平成 26 年度)
(道) 指標の目標値	平成 31 年度	30%以上	→	25%未達成 (平成 26 年度)
(滝川市)			→	38%達成 (平成 27 年度)



【滝川市の計画値】

計画リサイクル率	平成 29 年度	約 38%達成
計画リサイクル率	平成 31 年度	約 38%達成
(計画目標年度)		
計画リサイクル率	平成 43 年度	約 38%達成

3.5 今後のごみ処理体制

本市における一般廃棄物の処理体制は、以下の施策・施設整備により確立されており、ごみの発生抑制及び再使用の推進を図り安定したごみ処理が遂行されている。

今後も現体制を維持し、適正かつ効率的な処理を進めるとともに、更なる改善を目指し、新たな可能性について検討していくものとする。

(1) 処理体制の改善

現状では、燃えないごみ・粗大ごみの一部などを最終処分場に埋立処分しているが、施設を維持するために必要な処理単価（円/人、円/t）は微増している。

また、既存の埋立地は平成32年度で埋立完了となる見込みである。その対策として、本市では埋立地施設の変更許可を受けて、嵩上げによる延命化を計画するものである。

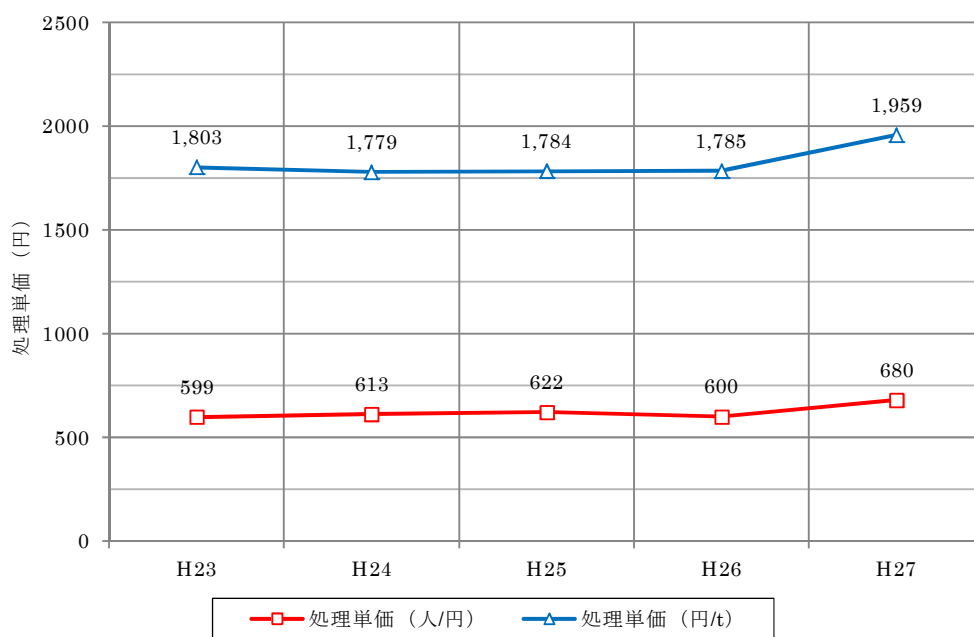


図 2.2.3 最終処分場に係る歳出による処理単価

(2) 燃やせるごみの処理

現状では、中・北空知廃棄物処理広域連合の中・北空知エネクリーンで燃やせるごみを焼却処理しているが、本市から排出されたごみを特定できないが、ごみ組成の乾ベース（H25～H28の平均比率）で『紙類 約44%』、『布類 約17%』が含まれている。

これらの中には、古紙リサイクルや衣類くずのリサイクル（ウエスなど）にすることが出来るごみが含まれているものと想定される。

これらの処理は、中継施設であるリサイクリーンの『可燃ごみ中継施設』で分別することは難しい（手選別作業体制の確立など）が、各家庭でできるリサイクル作業であることから、リサイクルの推進に係る啓蒙啓発及び、焼却施設への負荷（焼却処理費の微増）等を、広く市民に周知していくことが必要である。

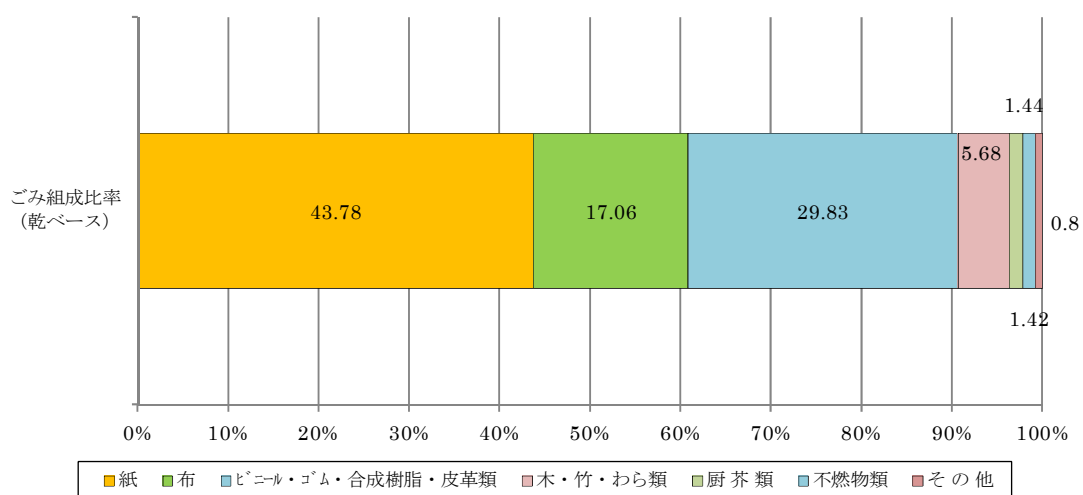


図 2.2.4 ごみ組成分析比率（乾ベース）

第4節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみの発生及び排出抑制のための方策として、廃棄物行政における市民、事業者、行政がそれぞれの果たすべき役割と各主体間の協働及び連携により、目標とする循環型社会形成を目指していくものとする。

また、排出者責任に基づく取り組みだけでは、根本的な解決が難しいことから、生産者による拡大生産者責任の遂行の強化に努める。

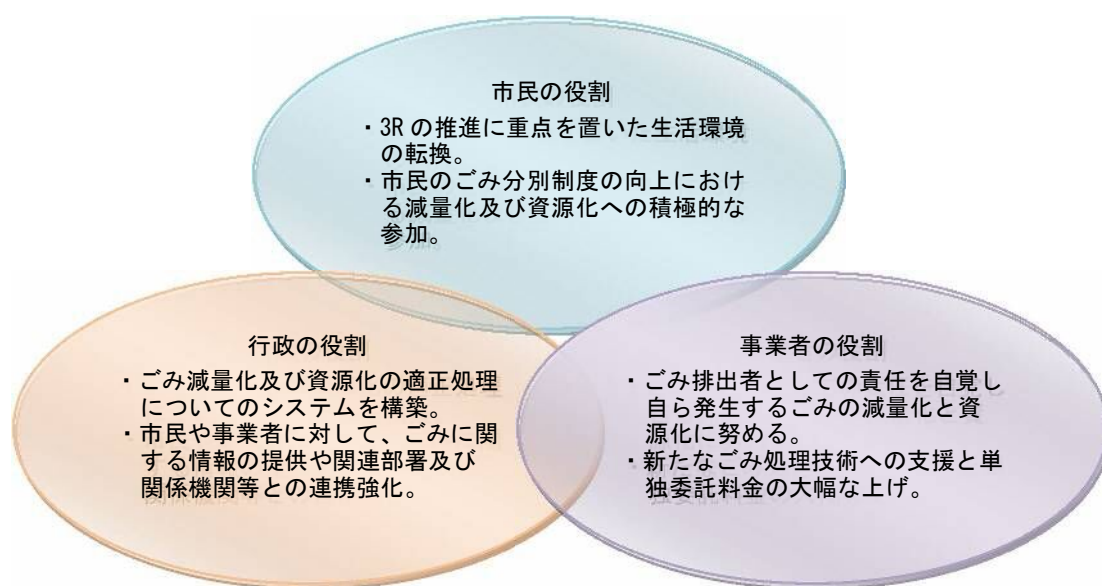


図 2.2.5 三者による役割分担

*. 3R

リデュース (Reduce 減らす) → ごみが出ない方法を考えながらごみを減らす

リユース (Reuse 再利用) → 形を変えずにもう一度利用する。

リサイクル (Recycle 再利用)

→ 資源を再利用する。一般家庭で行う分別は、このリサイクルのお手伝い。

第5節 環境方針に基づく今後の取り組み

循環型社会形成への転換をより推進していくためには、適正な循環的利用の徹底を図り、さらに循環利用が行われていない物の適正な処理・処分について促進する必要がある。

また、多様な廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理するためには、事業者自らが製品の製造過程において、製品の長寿命化や素材別に分離が容易な構造とする。その他、残渣物の発生量が少ない製造技術の開発等を一層推進するとともに、多様な性状を有し多種類の化学物質を含む廃棄物を、適正に再生及び処分するための処理技術の開発等を推進することが重要である。

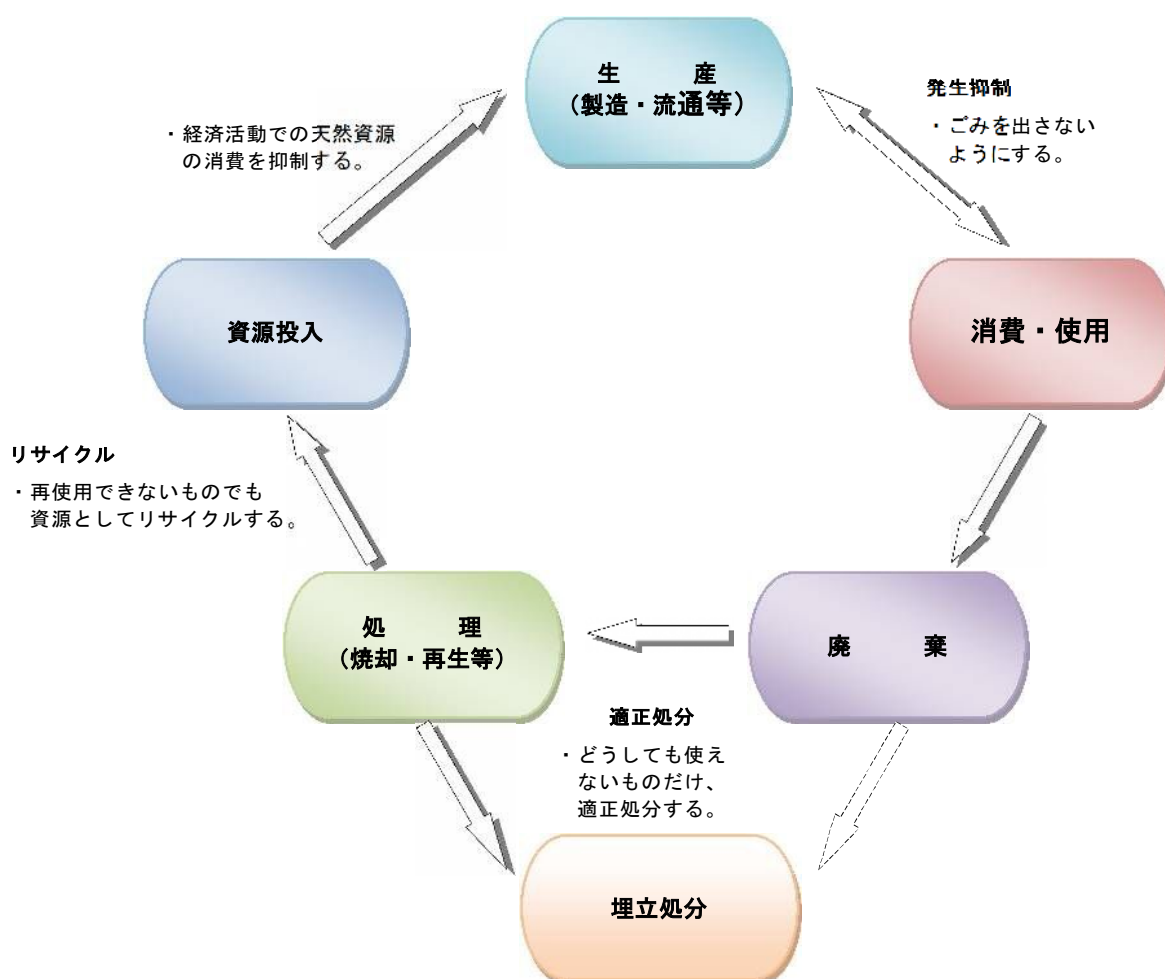


図 2.2.6 循環型社会形成図

第6節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

本市は、ごみの減量や資源化について市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいるところであり、循環型社会形成推進基本法の理念である「発生抑制・再使用・再生利用」の3Rを推進する。

6.1 分別収集計画

(1) 家庭系及び事業系

家庭系ごみは、分別収集及び直接搬入に区分され、この体制は今後も維持していくが、関連リサイクル法の改定や社会情勢の変化などにより、必要に応じてごみの分別区分などの見直しを検討していく。

また、事業系ごみについては、収集許可業者による搬入及び直接搬入とし、排出される分別区分は現状で家庭ごみと同様である。

表 2.2.5 分別収集区分（家庭系・事業系）

項 目		種 類	収集・運搬体制	処理施設名	受入先
家庭系	・収集 ・直接搬入	生ごみ	(収集) 市による定期回収 (直接) 直接組合に持ち込み	高速メタン 発酵処理施設	中空知衛生 施設組合
		燃やせるごみ		運搬中継施設	中空知衛生 施設組合
		燃やせないごみ		資源リサイクル プラザ	中空知衛生 施設組合
		粗大ごみ			
		資源ごみ			
		特定品目			
事業系	・収集許可 ・直接搬入	生ごみ	(収集許可) 許可業者による回収 (直接) 直接組合に持ち込み	高速メタン 発酵処理施設	中空知衛生 施設組合
		燃やせるごみ		運搬中継施設	中空知衛生 施設組合
		燃やせないごみ		資源リサイクル プラザ	中空知衛生 施設組合
		粗大ごみ			
		資源ごみ			

(2) 資源回収

本市では、既に古紙の回収が行われているが、埋立ごみの中には、一部資源として再利用出来る古紙類などが混在している場合があり、今後は更なる分別収集について取り組んでいく。

表 2.2.6 分別収集区分（資源物）

資源物の種類		分別区分	収集・運搬体制	受入先
金属	スチール製容器	缶 類	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	びん類	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	茶色ガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収 民間業者による拠点回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収	
	その他の紙製の容器包装	雑がみ	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収	
	古紙類	新聞 チラシ 雑誌	市による定期回収 市民団体による集団回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	その他のプラスチック製の容器包装	燃やせるごみ	市による定期回収	中空知衛生施設組合
—	古 着	メリヤス地 メン地 タオル地 ネル地 その他	市による拠点回収	民間業者
—	小型家電	小型の家電製品	市による拠点回収	民間業者
—	天ぷら油	天ぷら油 (鉱物油)	市による拠点回収	民間業者

第7節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状に対して区分毎にごみ排出量を算出し、処理方法を具体的に定め、適正な処理方法を確立する。

7.1 収集・運搬計画

廃棄物の収集・運搬については、周辺環境の配慮から衛生・安全・快適な維持管理体制などを保持することに努める。

また、廃棄物全般に渡って循環型社会形成を構築させていくために、一層の4R推進に対応出来る分別区分とそれに応じた収集・運搬計画の体制づくりを推進していく。

7.2 中間処理計画

ごみとして排出される前に3Rによるごみの減量及び資源化を推進し、それでもなお排出されるごみに対しては、エネルギー回収や資源化可能物の回収を進め、最終処分場への負担をできるだけ軽減する。

7.3 再生利用計画

再利用及び再資源化によるごみの減量化を進めるため、今後も資源物の処理方法について継続的に検討を進めていく計画とする。

7.4 最終処分場計画

最終処分場は、一般廃棄物処理の最終処理段階であることから、廃棄物処理行政を円滑かつ適正に進めるにあたって重要な施設である。そのため3Rの推進により最終処分量を削減し、適正に埋立処分することが施設の安定化と延命化につながると考えられ、今後も現在の処理・処分体制を継続する計画とする。

7.5 適正処理困難物等

適正処理困難物には、家庭系や事業系から排出される様々な廃棄物があり、大きすぎて運搬や破砕が難しいものがある。また、処分の過程で引火や感染、有害物質の発生などの危険が伴うものがある。こうした廃棄物は、現在、本市が持つ処理技術や設備では適正に処理を行うことが困難であるため、特定指定民間業者への委託による処理方法を取っている。

第 8 節 その他ごみの処理に関し必要な事項

8.1 災害廃棄物に関する事項

災害復旧の際には、粗大ごみや生活ごみなど、多くの廃棄物が一時に発生して準じ排出されるほか、災害時はごみ処理施設の被害も想定されることから、広域的な協力及び支援が必要になる。また、解体家屋の処理などが行われ、多量のがれき類が長期に渡り発生する場合もあることから、仮置き場を含む処理体制が必要となる。

8.2 不適正処理及び不法投棄対策

(1) 不適正処理

廃棄物処理法第 18 条（報告の徴収）及び 19 条（立入検査）に基づき、廃棄物が適正処理されていない疑いがある場合、行政は事実関係を確認するために報告聴取や立入検査を行う権限が与えられているため、速やかに不適正処理の確認について着手する。

(2) 不法投棄対策

不法投棄については、地域と一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、担当職員によるパトロールの強化を実施するなどにより美化に努め、警告板などの設置を行い不法投棄の防止を図り環境保全に努める。

また、不法投棄の対象とされる民有地については、土地の所有者・管理者へ防止対策の指導及び要請を行うとともに、市民による通報制度の整備についても検討を行うこととする。

第9節 ごみ処理施設整備の基本方針

9.1 処理施設の整備目標

供用開始から22年（計画策定時：H6～15の10年間埋立）を経過する最終処分場が、平成32年度内に計画容量に達する状況にある。このような状況を踏まえ、本市では既存埋立地上部に平成32年度以降15年間を埋立期間として埋立できるように、埋立地を嵩上げする計画である。

また、埋立期間の延伸に伴い、埋立開始から供用している浸出水処理施設についても、継続して既存水処理能力を確保することを目的として、既存機械・電気設備の更新・改築工事を実施するものとする。

9.2 処理施設の整備対象

9.2.1 最終処分場の整備（既存埋立地の嵩上げ）

整備対象地域を滝川市1市として、滝川市が既存最終処分場を嵩上げ整備して将来の安定的なごみの埋立処分を行う。

(1) 埋立構造

本計画では、既存埋立地の上部に嵩上げすることで施設を延命化するため、埋立構造は既存施設と同様に『準好気性埋立』とする。

なお、嵩上げ構造の最終決定については、現地条件（測量調査）や埋立地内既存施設（浸出水集排水管、遮水シート）の状況を明らかにして、基本設計により詳細検討を行うものとする。

(2) 処理施設の規模と機能

嵩上げによる埋立規模設定に際しては、ごみ量の予測に基づき設定する。

1) 廃棄物発生量

① 埋立期間

埋立期間は、平成32年9月から平成47年3月までの約15年間とする。

② 埋立対象物

埋立対象とするごみは、『一般廃棄物（生ごみ残渣、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ残渣）』である。

なお、一般廃棄物とあわせて処理することのできる産業廃棄物の受入れは可能としているが、計画埋立ごみ量としては計算計上していない。

③ 埋立処分量

下表に、計画埋立期間（平成 32～46 年度）の約 15 年間における埋立処分量を示す。

表 2.2.7 埋立内容物（分別区分）の種類と区分別量

ごみの種類	総排出量(t)：15 年間
生ごみ残渣	1,191
粗大ごみ	3,338
燃やせないごみ・粗大ごみ 処理残渣	10,708
資源ごみ残渣	104
埋立量 合計	15,340

④ 必要埋立容量の決定

本計画で設定する必要埋立容量は、前項までの概算推計等により算出された『①廃棄物埋立容量』に『②覆土量』を加え、下表に示すとおりとなる。

表 2.2.8 計画必要埋立容量

項 目	埋立容量	全体埋立容量に対する割合
①廃棄物埋立容量	17,820 m ³	約 67%
②覆 土 量	8,910 m ³	約 33%
合 計	26,730 m ³	—

【既存埋立地との関係】

	既存埋立地 (m ³)	今回計画 (m ³)	備 考
計画ごみ量	142,816	17,820	約 12%増
覆 土 量	—	8,910	
計	163,000	26,730	
埋立地容量	—	189,730	約 16%増

＊．既存埋立地の計画ごみ量は、H3 設置届出書を参考に行っている。

＊．上表では、嵩上げ時の土提容量は含んでいない。

9.2.2 浸出水処理施設の機械・電気設備の更新

滝川市が既存の浸出水処理施設の機械・電気設備を更新整備し、埋立終了までの浸出水処理を安定的に行うことができるように設備を更新整備する。

(2) 既存設備の更新に係る方針

浸出水処理施設の機能停止は、排水基準（基準省令別表第1）値を超える汚水を公共水域に排水することになる可能性が大きく、放流先の公共用水域としては許容できるものではない状況となる。そのことから、今後を見据えた場合に機械電気類の故障・機能不全により、長期間の浸出水処理を引き起こしかねない設備を早期の更新対象とする。

また、早期対応で更新対象としない設備は、故障・機能不全が発生した場合においても汎用設備や代用設備で対応できるものや、数日間で設備更新が可能と考えられる設備として、現状と同様に維持管理の中で計画的な補修整備を行っていくものとする。

① 今回計画で更新対象とする設備

- a. 機械設備【回転円板（駆動装置、円板本体）・遮断弁設備】
- b. 電気設備【動力盤、監視盤、各制御盤・中央監視装置】

② 今回計画で更新対象外とする設備

- a. 機械設備【原水設備、調整槽、混和槽、凝集槽、凝集沈殿槽、汚泥ピット、排泥槽、薬品注入設備、消毒槽、消化ポンプ槽、加温ボイラー、排風機、トラックスケール】
- b. 電気設備【電気計装設備】

(3) 効果

今回計画において更新対象とする設備は、現状において水処理運転に支障をきたしている状況ではないが、先に述べたように標準的耐用年数を既に超える設備である。

機械設備の回転円板（駆動装置、円板本体）は、浸出水処理の根幹をなす機械であり、今回計画工事において更新することで今後も安定した水処理運転の継続が可能となる。

また、電気設備は処理施設内全ての運転設備を動かすための電気供給減であるが、現状の設備機能診断を行おうとしても『見た目の劣化』判断程度の診断しかできず、更新判断ができるものではない。よって、今回の計画工事により、少なくとも現況よりも安定した継続的な水処理運転が可能になると判断できる。

第 3 編 生活排水処理基本計画

第 1 章 基本方針

第 1 節 生活排水に係る理念・目標

本市の生活排水処理は、石狩川流域下水道の関連公共下水道事業において本市市街地・江部乙地区・東滝川地区などで整備が進められ、昭和 60 年度に石狩川流域下水道奈井江浄化センターと接続する中部 1 号幹線の使用開始に伴い、本市の汚水処理がスタートしている。その後、石狩川流域下水道の汚水幹線と本市公共下水道の面整備の進捗に伴い、公共下水道汚水処理の区域を拡大している。

この集合処理施設の整備により、公共用水域の水質汚濁防止並びに、水洗化による生活環境の改善・向上が図られている。しかし集合処理区域外の地域については人口減少が続いていたり、住宅の点在する農村地区という地域特性から、公共下水道などの集合処理による整備は困難な状況にある。そのため、これらの地域から排出される生活排水の一部は、未処理のまま公共用水域へ放流されており、河川・水路などの水質汚濁の原因となっている。

このような状況から、本市ではこれらの地域の生活排水を適切に処理することが重要な課題となっていることに鑑み、平成 9 年度から下水道計画区域以外で『個別排水処理施設整備事業』に着手している。

この浄化槽整備により、『良好な生活環境を確保』すると共に、『生活排水の適正な処理』を図るため、生活排水対策の基本として『水の適正利用に関する啓発』と『生活排水処理の普及』に努め、公共用水域の水質改善を図るにとどまらず、充実した住みよいまちづくりに資するものである。

第2節 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、排水の適正処理に関する啓発を行うとともに、生活排水処理施設を逐次整備する。また、生活排水の処理方法は、処理人口の推移並びに人口密集度・地理的条件・維持管理の容易性などを考慮して、地域の特性にあった選定を行う。

本市における、生活排水の処理施設整備の基本方針については、次のとおりとする。

- ① 下水道処理区域については、「公共下水道事業計画」に基づき施設整備を継続しながら、処理区域内の未接続者（単独処理浄化槽の利用者を含む）に対しては、下水道への接続を指導する。
- ② 将来とも公共下水道の整備が困難な地域については、地域の実情を勘案して合併処理浄化槽の普及促進を図る。
- ③ 現在、単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活排水処理を進めるため、個々の状況を勘案しながら合併処理浄化槽への転換を指導していく。
- ④ 家庭で出来る台所での排水対策、洗濯時の排水対策など、市民への周知を図るため広報・啓発活動を実施する。

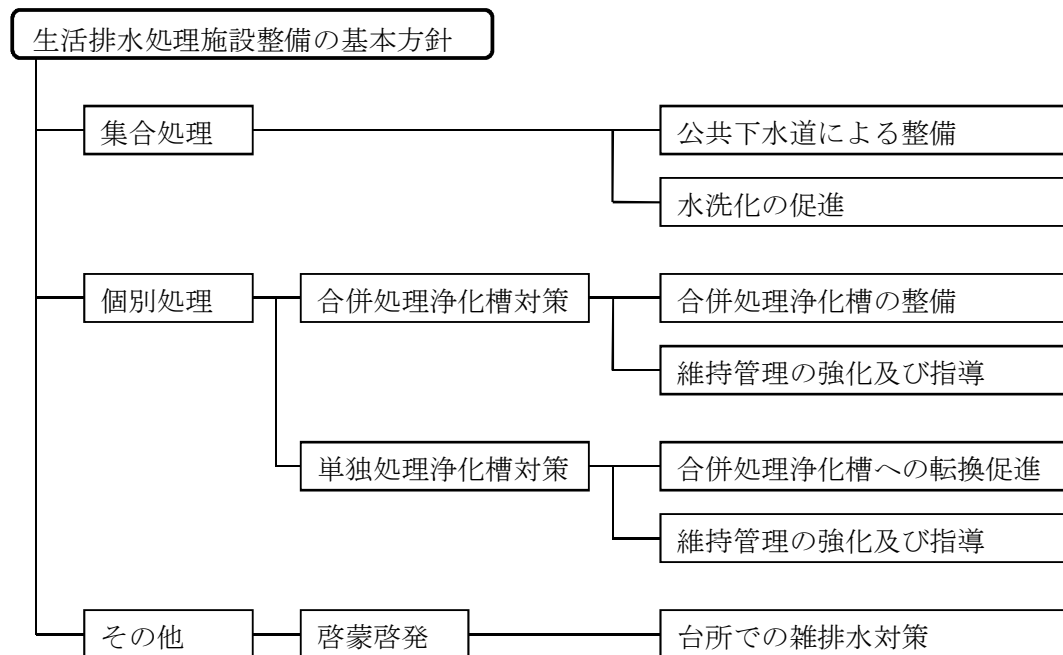


図 3.1.1 生活排水処理施設整備の基本方針

第2章 計画目標年度の設定

計画の期間は、平成29年度～平成43年度までの15年間とし、その後、5年ごとの平成34年度と平成39年度を中間目標年度に設定する。なお、この中間目標年度においては、社会環境等の状況変化に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとする。

計画期間	:	平成29年度	～	平成43年度	(15年間)
前期	:	平成29年度	～	平成33年度	(5年間)
中期	:	平成34年度	～	平成38年度	(5年間)
後期	:	平成39年度	～	平成43年度	(5年間)

	年 度 (平成)														
	24	25	..	29	..	32	33	34	..	37	38	39	..	42	43
滝川市総合計画 第4期	開 始 —	10年間の計画					目 標 →								
公共下水道 基本計画	継 続 —						目 標 →								
生活排水処理 基本計画				開 始	15年間の計画										目 標 →

第3章 生活排水の排出状況

第1節 生活排水処理体系の現状

本市の生活排水処理体系の現状としては、石狩川流域下水道の奈井江浄化センターで汚水を処理する流域関連公共下水道で、整備を進めてきた区域が供用開始しており、現状の行政区域内における処理体系は次に示すとおりとなっている。

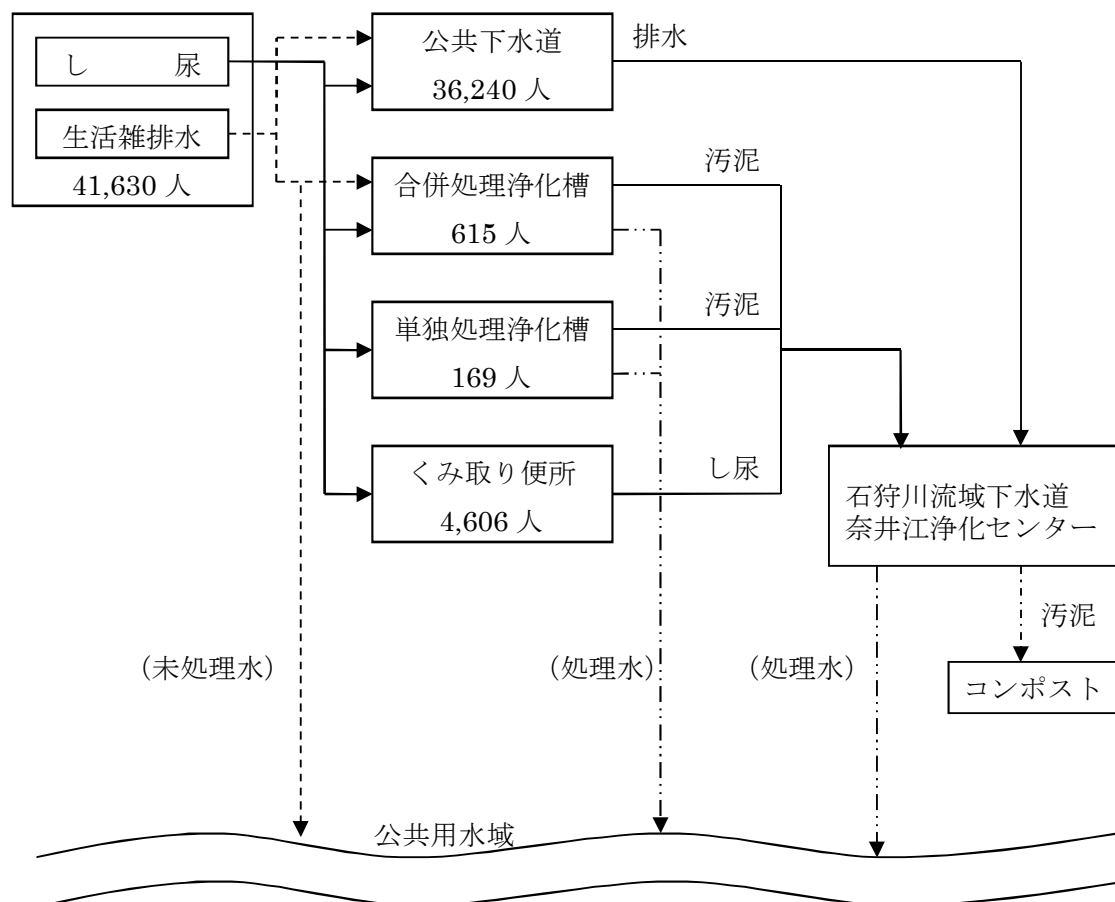


図 3.3.1 生活排水処理体系（平成 27 年度末現在）

第2節 生活排水の処理体系別人口の推移

本市における生活排水の現状は、平成27年度末現在で生活排水までを処理する公共下水道・合併処理浄化槽人口が行政人口の88%に達しているが、残り12%（4,775人）については、台所・風呂・洗濯に係る雑排水を未処理のまま放流している状況である。

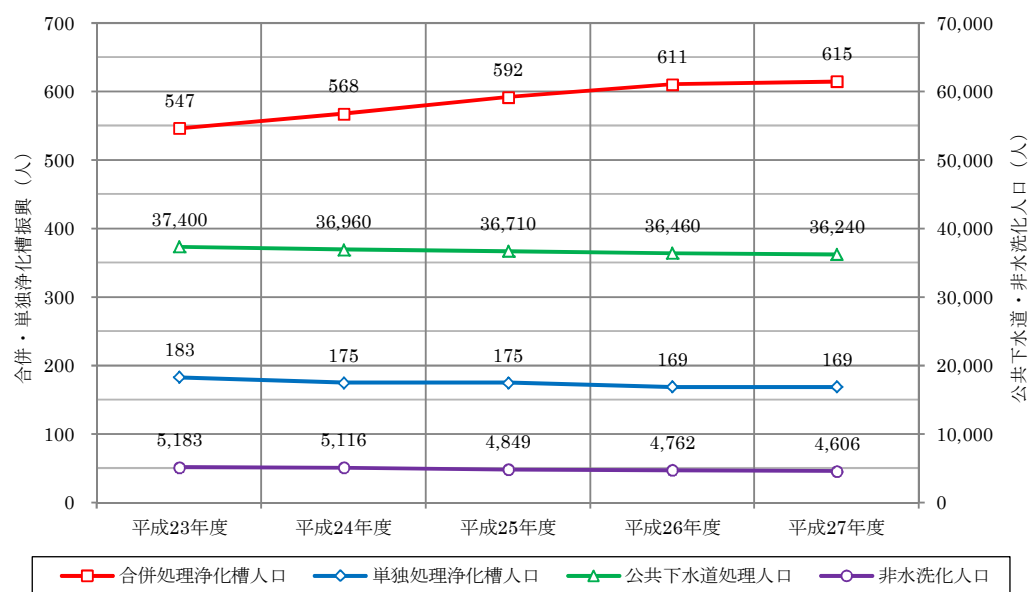


図 3.3.2 生活排水の処理形態別人口の推移

第4章 生活排水の処理主体

本市の目標年次における一般廃棄物の種類別、処理の区分別の処理主体を下表に示す。

表 3.4.1 生活排水処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処 理 主 体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	滝 川 市
単独処理浄化槽	し 尿	個 人
し尿処理場 (MICS)	し尿及び浄化槽汚泥	滝川市 (石狩川流域下水道組合)
公共下水道 終末処理場	し尿及び生活雑排水 ・その他汚水	滝川市 (石狩川流域下水道組合)

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の処理計画

1.1 処理の目標

基本方針に基づき、本市における生活排水処理の目標とその内訳、さらに処理形態別人口を以下に示す。

表 3.5.1 生活排水処理の目標

区 分	平成 27 年度 (現状)	平成 33 年度 (中間目標)	平成 38 年度 (中間目標)	平成 43 年度 (計画目標)
①行政区域内人口 (人)	41,630	38,130	35,590	32,940
②計画処理 区域内人口 (人)	41,630	38,130	35,590	32,940
③水洗化・生活雑排水 処理人口 (人)	36,855	33,915	31,875	29,725
④生活排水処理率	88.5%	88.9%	89.6%	90.2%

表 3.5.2 生活排水処理の内訳

区 分	平成 27 年度 (現状)	平成 33 年度 (中間目標)	平成 38 年度 (中間目標)	平成 43 年度 (計画目標)
1 計画処理区域内人口	41,630	38,130	35,590	32,940
2 水洗化・生活排水 処理人口	36,855	33,915	31,875	29,725
(1)コミュニティ・プラント	—	—	—	—
(2)合併処理浄化槽	615	735	835	935
(3)下水道	36,240	33,180	31,040	28,790
(4)農業集落排水施設	—	—	—	—
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独浄化槽)	169	160	154	145
4 非水洗化人口	4,606	4,055	3,561	3,070
5 計画処理区域外人口	—	—	—	—

1.2 生活排水を処理する区域及び人口など

(1) 処理する区域

生活排水処理の対象区域は行政区域全域とし、事業種別とその区域は以下のとおりとする。

集合処理する区域 (H43 : 30,800 人)

集合処理する区域は、投資効果などの経済性を考慮して、人口が密集する地域を対象地域とし、公共下水道の整備によって区域内の生活環境の改善及び、公共用水域の水質保全を図る。

個別処理する区域 (H43 : 2,140 人)

集合処理区域外については、人口の推移及び集中状況、地理的条件、経済性などの総合的評価により集合処理することが不利と判断し、合併処理浄化槽によって生活排水を処理するものとする。

1.3 整備計画

本市における生活排水に係る整備計画は、下表に示すとおりとする。

表 3.5.3 生活排水の整備計画

処理形態	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度
合併処理 浄化槽	下水道計画区域を除く 行政区域全域	2,140 人	H9～
公 共 下 水 道	下水道計画区域内	30,800 人	S44～
し尿処理 施設	—	0 人	—

第2節 し尿・汚泥の処理計画

2.1 し尿及び浄化槽汚泥処理の現状

平成27年4月からは、石狩川流域下水道の6市4町に月形町・雨竜町を加えた6市6町で、MICS事業による下水道の広域的な取組を行っており、収集し尿・浄化槽汚泥を奈井江浄化センターまで運搬して処理している。

2.2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量実績

過去5ヶ年のし尿及び、浄化槽汚泥の排出量実績を次に示す。

この実績から、し尿量が5年間で約79%に減少しているが、公共下水道の処理人口も減少していることから、人口流出などに伴う排出量の減も含まれるものと推測される。

なお、浄化槽汚泥量は整備に進捗と整合して、5年間で約124%と増加している。

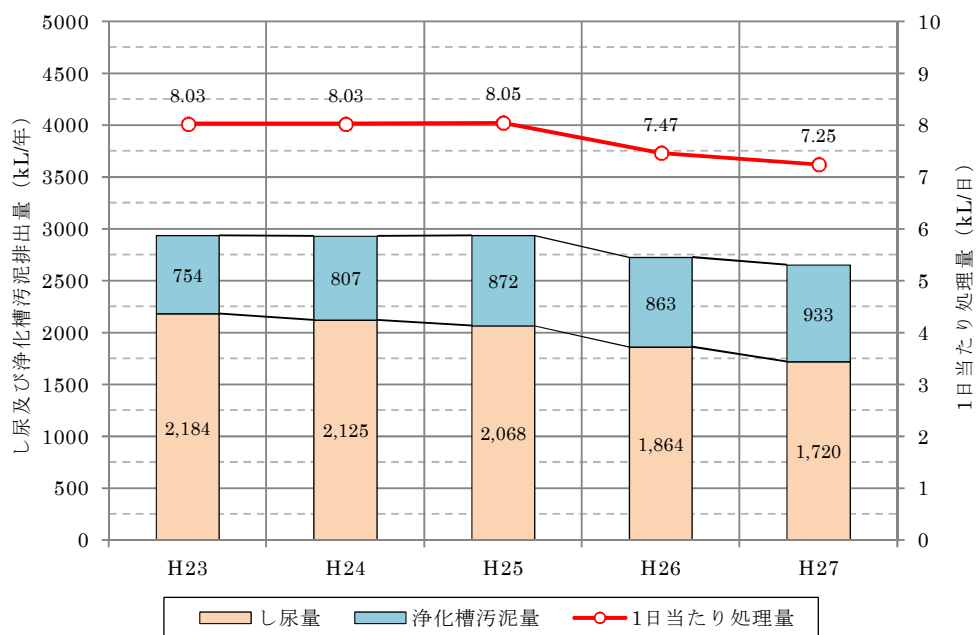


図 3.5.1 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

2.3 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

目標年度とする平成 43 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量を予測する。

表 3.5.4 目標年度におけるし尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

区 分	し 尿	浄 化 槽		
		単独浄化槽	合併浄化槽	大型浄化槽
人 口 (人)	3,070	145	935	—
原 単 位 (L/人・日)	1.11	0.75	1.20	—
排 出 量 (kL/年)	1,247	40	411	541
	2,239			

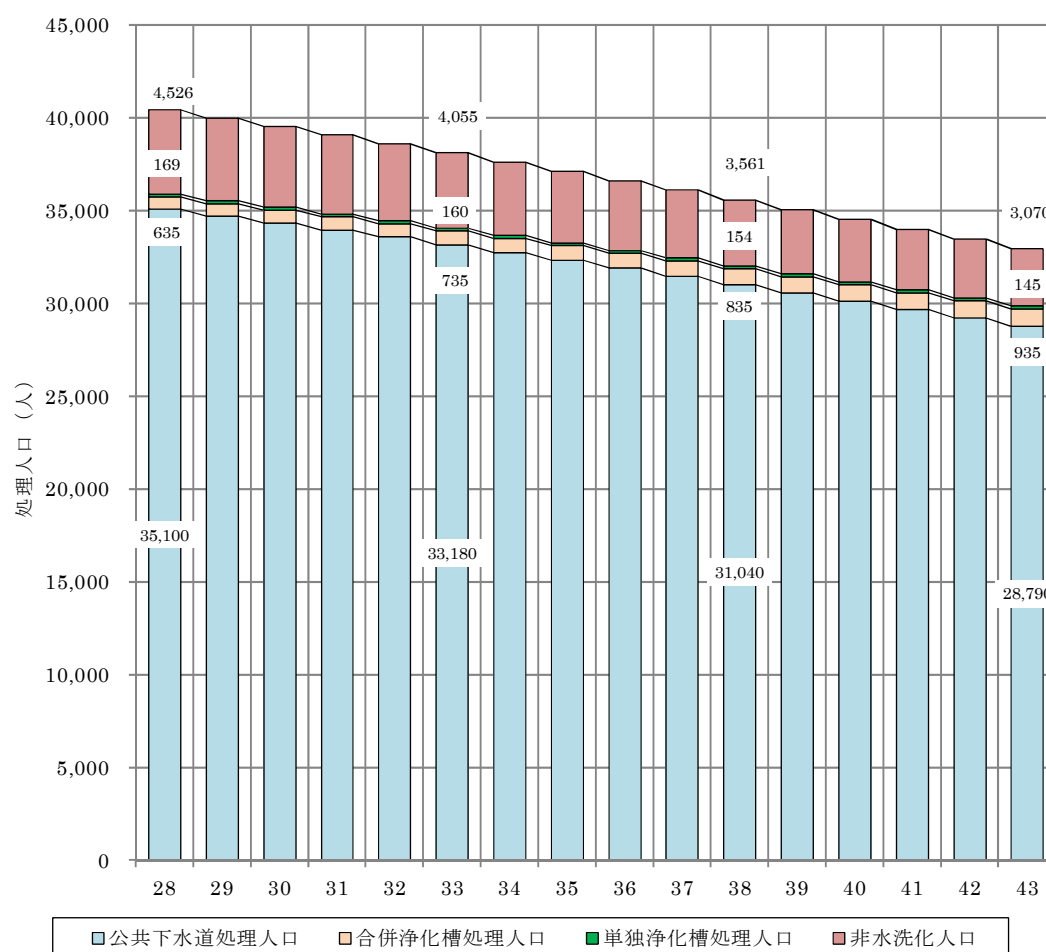


図 3.5.2 処理形態別人口の推移

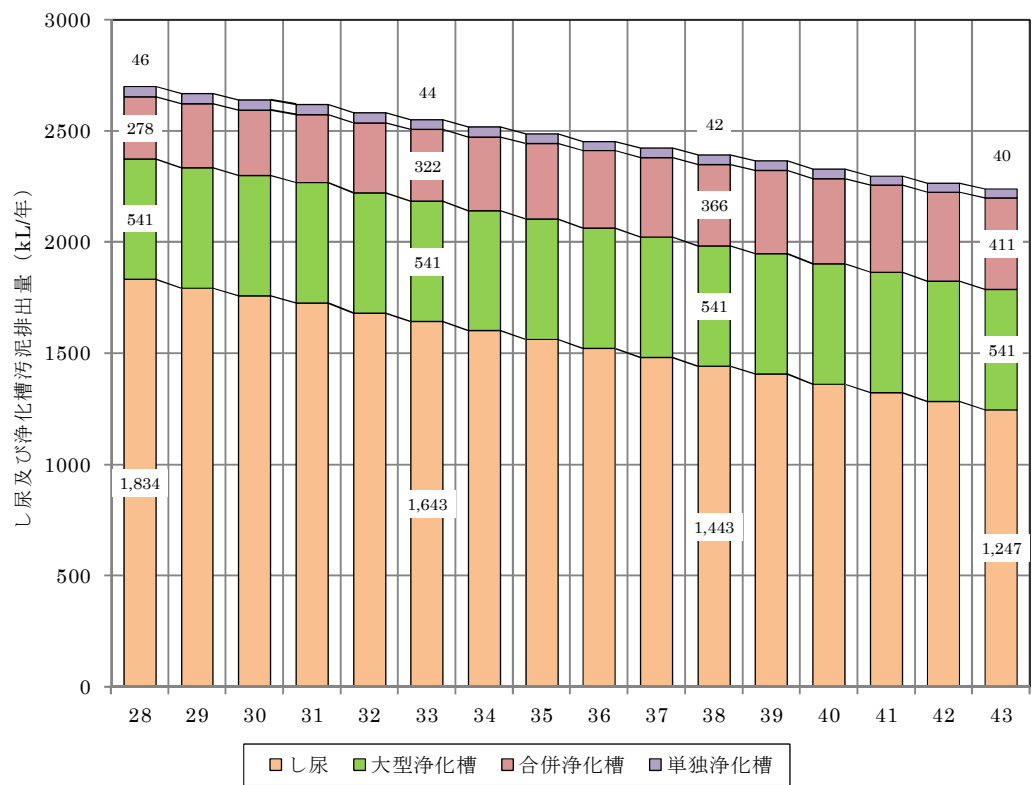


図 3.5.3 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

表3.5.5 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測(滝川市)

項 目	単位	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度
1 計画処理区域内人口	(人)	41,630 (2538) (39092)	40,430 (2820) (37810)	39,980 (2590) (37390)	39,530 (2570) (36960)	39,080 (2540) (36540)	38,630 (2510) (36120)	38,130 (2480) (35650)	37,630 (2450) (35180)	37,120 (2410) (34710)	36,620 (2380) (34240)	36,120 (2350) (33770)	35,590 (2310) (33280)	35,060 (2280) (32780)	34,530 (2250) (32290)	34,000 (2210) (31790)	33,470 (2180) (31290)	32,940 (2140) (30800)
2 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	36,855 (616) (36240)	35,735 (635) (35100)	35,385 (655) (34730)	35,025 (675) (34350)	34,665 (695) (33970)	34,315 (715) (33600)	33,915 (735) (33180)	33,515 (755) (32760)	33,115 (775) (32340)	32,705 (795) (31910)	32,305 (815) (31490)	31,875 (835) (31040)	31,445 (855) (30590)	31,015 (875) (30140)	30,585 (895) (29690)	30,155 (915) (29240)	29,725 (935) (28790)
(1)合併処理浄化槽 (一般住宅)	(基)	202 (0)	209 (0)	216 (0)	223 (0)	230 (0)	237 (0)	244 (0)	251 (0)	258 (0)	265 (0)	272 (0)	279 (0)	286 (0)	293 (0)	300 (0)	307 (0)	314 (0)
(2)陸上自衛隊滝川駐屯地	(人)																	
(2)大型浄化槽	(基)	31	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3)公共下水道	(人)	36,240	35,100	34,730	34,350	33,970	33,600	33,180	32,760	32,340	31,910	31,490	31,040	30,590	30,140	29,690	29,240	28,790
3 水洗化・生活雑排水未処理人口	(人)	169 (169) (0)	169 (169) (0)	166 (166) (0)	166 (166) (0)	163 (163) (0)	163 (163) (0)	160 (160) (0)	160 (160) (0)	157 (157) (0)	157 (157) (0)	154 (154) (0)	154 (154) (0)	151 (151) (0)	151 (151) (0)	148 (148) (0)	148 (148) (0)	145 (145) (0)
(1)単独処理浄化槽 (一般住宅)	(基)	59 (0)	59 (0)	58 (0)	58 (0)	57 (0)	57 (0)	56 (0)	56 (0)	55 (0)	55 (0)	54 (0)	54 (0)	53 (0)	53 (0)	52 (0)	52 (0)	51 (0)
(2)大型浄化槽	(人)	169 (169) (0)	169 (169) (0)	166 (166) (0)	166 (166) (0)	163 (163) (0)	163 (163) (0)	160 (160) (0)	160 (160) (0)	157 (157) (0)	157 (157) (0)	154 (154) (0)	154 (154) (0)	151 (151) (0)	151 (151) (0)	148 (148) (0)	148 (148) (0)	145 (145) (0)
(2)大型浄化槽	(基)	22	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 非水洗化人口	(人)	4,606 (1754) (2852)	4,526 (1816) (2710)	4,429 (1769) (2660)	4,339 (1729) (2610)	4,252 (1882) (2570)	4,152 (1632) (2520)	4,055 (1585) (2470)	3,955 (1535) (2420)	3,848 (1478) (2370)	3,758 (1428) (2330)	3,661 (1381) (2280)	3,561 (1321) (2240)	3,464 (1274) (2190)	3,364 (1224) (2140)	3,267 (1167) (2100)	3,167 (1117) (2050)	3,070 (1060) (2010)
5 計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 生活排水処理率	(%)	88.5%	88.4%	88.5%	88.6%	88.7%	88.8%	88.9%	89.1%	89.2%	89.3%	89.4%	89.6%	89.7%	89.8%	90.0%	90.1%	90.2%
(1)し尿 【原単位1.04L/人・日×「4」】	(L/日)	4,712	5,024	4,916	4,816	4,720	4,609	4,501	4,390	4,271	4,171	4,064	3,953	3,845	3,734	3,626	3,515	3,408
(2)単独処理浄化槽汚泥 【原単位0.75L/人・日×「3(1)」】	(L/日)	863	127	125	125	122	122	120	120	118	118	116	116	113	113	111	111	109
(3)合併処理浄化槽汚泥 【原単位1.20L/人・日×「2(1)」】	(L/日)		762	786	810	834	858	882	906	930	954	978	1002	1026	1050	1074	1098	1122
(4)大型浄化槽汚泥	(kL/年)	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541
(5)合計 【(1)+(2)+(3)+(4)】	(L/日)	1,478	1,482	1,482	1,482	1,478	1,482	1,482	1,482	1,478	1,482	1,482	1,482	1,478	1,482	1,482	1,482	1,478
排出量 【(5)×365日×10 ⁻³ 】	(kL/年)	7,053	7,395	7,309	7,233	7,154	7,071	6,985	6,898	6,797	6,725	6,640	6,553	6,462	6,379	6,293	6,206	6,117
		2,581	2,699	2,668	2,640	2,618	2,581	2,550	2,518	2,488	2,455	2,424	2,392	2,365	2,328	2,297	2,265	2,239

*1. 上表で、〈 〉内数値は下水道区域を除く区域内の数値を示し、()内数値は下水道区域外数値を示す。

*2. 平成27年度数値は、実績値を示している。

